

墨水遺稿

卷二

特別

イ 4

3163

201(2)



墨
14
3163
201(2)

墨水遺稿卷之二

競物名彙目錄

卷之上

- 扇合
- 菖蒲根合
- あだ競
- 石合
- 犬合又號
闘犬
- 今様合
- 命競
- 鶯合
- 歌合
- 有心無心歌合
- 歌繪合

墨水遺稿目錄

一
七
七
同
十七
二十
二十一
二十三
同
二十四
二十五
同

馬毛名歌合

二十六

梅實合

同

艶書合又號けさ
うぶみ合

二十七

香合一名薰
物合

三十一

貝合附貝覆

同

かみく合

三十八

鴨合

同

菊合

三十九

草合又號園草
又種合

四十七

競馬くらべ馬、駒くらべ、
きそひ馬、きほひ馬、

五十五

けさうぶみ合同
書合

六十五

煙競

同

驗競

六十八

紅梅合

七十二

小袖合

同

卷之下

小鳥合

七十三

小篁合

同

小弓合

七十四

心競

同

駒競

七十五

雙紙合

七十七

さうぶ合同
菖蒲
根合

七十八

詩合又號
圖詩

七十九

詩歌合

八十一

芝競

八十四

前栽合

八十五

袖競

九十四

薰物合
 道具競
 鷹合
 寶競
 丈競
 力競
 使合
 角合
 鷄合又號鬪雞
又作鳥合
 なぞく合
 瞿麥合
 能競
 萩花競
 百和香合
 鳩合

九十五
 九十九
 百
 同
 百一
 百二
 百三
 百五
 同
 百十三
 百十六
 百二十一
 同
 同
 同

花合
 鷓合
 琵琶合
 雛合
 拍子合
 ふかさ競
 競渡ふなく
らなく
 枕合
 牽道みちく
らみちく
 蟲合
 物合
 物語合
 紅葉合
 齡競
 よめ合

百二十二
 百二十四
 同
 百二十五
 同
 百二十八
 百二十九
 同
 同
 同
 同
 同
 百三十
 百三十一
 百三十二
 同
 百三十三

繪合

百三十四

女郎花合

百三十七



墨水遺稿卷之二

競物名彙卷之上



扇合

黒川春村集録

貫之集第六_{右十}云、つねすけの中納言の、あふぎあはせのうた、扇をすはまにいたり、みよしの、松のかけをし、そめたれば、あふぐあらしの、いつかつきせむ、春村按に、此うた圓の、いつか絶せん、と見え、松の、かぜをし、こめたれば、あふぎの、風

同類従本第七、賀部_{三四}云、恒佐大納言殿の扇合の歌、すはまに入たり、住の江の、松のかせをも、こめたれば、あふぐ扇の、いつか絶せむ、

圓融院扇合_{五三}云、宮の御方にうへおはしまして、らごどらせ給ひて、かたせ給へるからわざ、六月十六日にうへせさせ給ふ、梅つぼにわたらせ給へるに、殿上人中少將をはじめ、どりつゝき参る、南は御すだれより外にあげて袖ぐちせもどりいる、したんのおきぐちしたるらでんの御筥に、緋扇十枚入させ給ひて、からのうすものゝすばこの、すそごの

さいでにつゝみて、おなじ紫のくみして、白かねを桔梗をみなへしの枝に造りて付させ給へり、略○中七月七日宮うへの御つばねにのぼらせ給ひて、御まけわざさせ給ふものども、藤つばより殿上人あまたして、うへの大盤所にまゐる、略○下

拾遺集第十七秋雜云、天祿四年五月廿一日、圓融院のみかど、一品宮にわたらせ給て、らんごどらせ給けるに、まけわざを七月七日に、かの宮より内の大ばん所にたてまつられける、扇にはられて侍けるうすものに、おりつけて侍ける、中務、天の川、かはべすいしき、たなばたに、あふぎのかせを、なほやかさまし、春村按りに、此歌を扇合には、又白かねを洗のさかたれて、まなかにして織つてたり、いとゆふにかき、元輔、あまの川、あふぎの風に、霧はれて、空すみわたる、かさゝぎの橋、春村按りに、こは扇合は、中務と見えたり、

新續古今集第四上秋歌云、天祿四年七月七日、うへの御つばねにて、一品宮のらんごのまけわざし侍ける時の扇に、恒徳公、天津風、あふぐともゆめ、霧たつな、こはたなばたの、おれるにしきぞ、春村按りに、これを扇合には、沈のほれに、くちばの、藤原中納言、光とあり、是す徳公也、かくて御あそびありけるに、かはらけとりて中納言保光、年ごとくに、いのる中にも、七夕の、今夜はことに、心あるらし、春村按りに、左大辨保に、光朝の扇合には、夜うちふけて、ゆくほご、

元輔集右九云、七月七日一品宮のあふぎ合に、あやのものにおらせたりし歌、天河、あふぎの

風に、霧はれて、空すみわたる、かさゝぎのはし、春村按りに、類従本(廿九)には、天祿四年七月七うたはみ侍し、さて、又おなじあふぎ合に人にかはりて、萬代の、秋やしのばむ、たなばたは、あふぎの風の、なごりひさしく、春村按りに、此うた扇合には、載て見えず、但類従本におな中務集左廿六云、七月七日一品宮の御ごのかけもの、どうの中將のたてまつるあしでに、天の川、かはべすいしき、たなばたに、あふぎの風を、なほやかさまし、類従本(六十二左)亦同、拾遺集と異同なきを、おもふに、扇合の、かたは、錯亂あり見えたり、

春村曰、以上貫之集のほかは、天祿四年七月七日の扇合に係れり、たし貫之集の、は年日、藤恒佐公の補任を考ふるに、延長元年正月十二日、中納言に任じ、承平三年二月十三日、大納言に轉じ、同七年正月廿二日、右大臣に轉するよし見ゆれば、延長承平の間なるべき事は粗あられり、

十訓鈔卷下、第十訓四十七段、云、行成は道風が跡を繼て、めでたき能書なりけり、いまだ殿上人の比、殿上にて扇合と云事ありけるに、人々珠玉をかざり、金銀をみがきて、我おどらじといと、なみあへりけり、彼卿はくろくぬりたる細ぼねのたけたかきに、黄なるかみはりて、樂府の要文を真草に打ませて、所々書て出されたりけるを、召て御らんじて、是こそいづれにも勝れたれとて、御文机におかれける、

春村曰、此扇合はいつばかりなりけむ、行成大納言殿上人なりしほどを考ふるに、正暦

四年正月九日從四位下に叙し、長徳三年四月十一日從四位上、長保二年十月十一日正四位下、同三年八月廿五日參議に任ず、と補任に見ゆれば、此間九箇年この頃の事なるべし、猶他にも見ゆるか考ふべし、

八雲御鈔卷二物合講師云、天喜扇合、左侍從宗信右中辨基綱、非其人可勤之云々、

春村曰、天喜年中扇合興行の事、いまだ他書に所見なし、故つらく、按るに、恐くは天喜は寛治の寫誤なるべし、其由は此基綱は、帥大納言源經信卿嫡男にて、康平八年三月廿九日大舍人權佐に任じ、治暦三年二月六日式部少丞、同年九月廿八日從五位下、略中應徳元年八月廿五日右中辨に轉じ、寛治三年正月廿八日權左中辨に轉ず云々、と補任に見ゆれば、天喜はいまだ出身以前にて、殊にその右中辨に任せられたる、應徳元年よりは三十餘年さきに係れば、どにもかくにも理りたがへり、されば天喜を寛治として、右中辨を權左中辨の寫誤とすれば、中右記にも符合の徴あり、さてかく心づきてみれば、左侍從宗信とある、宗信も亦誤りなり、是も亦次に載る、中右記を見て辨ふべし、

金葉集第三歌秋云、太皇太后宮の扇合に、月の心をよめる、經信みかさ山、みねよりいづる、

月かげは、さほの河せの、氷なりけり、

康資王母集稱伯母集二十左おなじ宮の前文に四條扇合に、鹿、色にいでし、秋しも鹿の、鳴なる

は、花のをりとや、妻はたのめし、

散木奇歌集第三部秋云、四條宮の扇合はせに人にかはりて、露を重み、いといたわなる、萩が枝に、心をさへも、かくるけふかな、

又部云、四條の宮の扇合にはつかりをよめる、初雁は、雲のよそに、すぎぬれど、聲はこころに、とまるなりけり、

又部云、四條の宮の扇合に、此ころは、みふねの山に、たつ鹿の、こゑをほにあげて、なかぬ日ぞなき、

又部云、四條の宮の扇合に、霧をよめる、春日野に、たつ朝霧も、君がため、松のちとせを、こむるなりけり、

又部云、四條の宮の扇合に、君が代を、空にしりてや、ひさかたの、あまてる月も、かげをそふらむ、

同第四部云、四條の宮の扇合に、紅葉を、音羽山、もみぢ散るらし、あふさかの、せきのをがはに、錦おりかく、

中右記云、寛治三年八月廿三日、太后於宇治有女房扇合、基綱朝臣予講師云々、春村曰、此記大正藤宗忠公なり、寛治二年正月日、叙從四位下、同年六月日、任侍從、と補任に見えたり、上件八雲御抄を、この記に對校したるむには、その誤字はいちしるかるべし、

袋草紙遺篇續類本云、皇后宮扇合、寛治三年、十五番判者民部卿源經信、

八雲御鈔卷二歌合判者云、寛治三年四條宮扇合、大納言經信

春村曰、右金葉集以下は、寛治三年八月廿三日、四條宮扇合なり、按るに四條宮は、古鈔本

尊卑分脈云、宇治關白藤頼通公嫡女、後冷泉院后寛子、永承五年十二月廿三日、爲女御號

四條后、皇后、中宮、太皇太后云々、今鏡卷一卷菊宴云、永承五年しは、關白殿の御ひすめ女

御に參り給ふ、四條宮と申し御事なり、六年二月十日、后にたち給ふ、皇后宮と申さ云々、

百練抄云、大治二年八月十四日、太皇太后、寛子崩于宇治別業、九十二、宇治殿御と見えたる御方なり、廉義公御女、花山院后、蓮子も、四條宮と

る御方なり、物に見えたり、誤りて混する事なけれ、但この扇合は、後世に傳らぬにやあ

らむ、いまだ曾て所見なし、

長秋記云、保延元年五月十七日、女院近習女房殿上人、左右各十餘人、調扇紙可合之由日來

云々、今日有其事、左方坊門殿息女小因幡美濃光清大宮少將少輔、男公能朝臣、公通、光忠、

光隆、爲盛、藏人清則、右大炊殿顯能上左侍從、小少將紀伊、男經宗朝臣、爲通、師仲、爲成、範高、清

重、臨期上皇御幸、右方女房着紙之裝束、出自几丁帷、寢殿於南廂、有此事、垂母屋御簾、右方二

階上置紙宮十一、各所進也、敷龍鬢、其上立二階、敷唐錦茵、以扇爲樣、左方無其設、只進紙不出

合宮、或以銀作是、或卷付、或只裹紙云々、此後兩院渡御、仁和寺田中殿、

春村曰、此扇合もまた後世に傳はらず、但、上皇は鳥羽院、女院は待賢門院大納言藤子實卿女璋子なるべし、

源平盛衰記卷十二主上鳥羽御籠云、折々ノ御遊、所々ノ御幸、御賀ノ儀式ノ目出カリシ、今

様朗詠ノ興アリシ事、扇合繪合マデモ忘ル、隙ナク、只今ノ様ニゾ被思召出ケル云々、

同卷三十四京屋鳴朝拜云、青陽ノ春モ來リシカバ、花ノ朝月ノ夜、詩歌、管絃、鞠、小弓、扇合、繪

合、サマザマノ御遊覽思出シテ、男女サシツドヒテハ、只泣ヨリ外ノ事ゾナキ、

花鳥餘情卷十繪合云、扇合、双紙合、根合など、みな歌をもて詮要とせり云々、

菖蒲根合

赤染衛門集上十八云、五月五日、右大將殿より、さうぶあはせしたるあふぎにくす玉をお

きて、これがかちまけさだめさせ給へとありしに、どのは左大臣におはしまししかば、

ひだりにや、たもとの玉も、結ぶらむ、右はあやめの、ねこそあさけれ、

春村曰、此はし書に左大臣とあるは、御堂殿藤道長なるべし、また右大將は道綱大納言か、

後小野宮右府實資か、恐くは小野宮殿なるべし、此さうぶ合の年紀考へがたしといへ

ども、御堂どのは、長徳二年七月廿日に左大臣に任せられて、寛仁元年十二月四日に太

政大臣に轉任ありき、此間二十年也是によりて推考ふるに、恐くは寛弘頃なるべし、
 後冷泉院根合類從本云、永承六年五月五日、内裏に菖蒲の根合ありけり、此事去三月晦日、
 堪能の上達部一兩殿上人等をめして、弓の勝負ありけり、又鷄合も有けり、その勝負なき
 によりて、菖蒲合せて勝負を決せられける也、御装束永承四年十月日歌合の儀のごとし、
春村曰、以下長文略之、但左根一丈一尺、右一丈二尺、云々、
 後拾遺集第三部夏云、永承六年五月、殿上の根合にさなへをよめる、藤原隆資 さみだれに、
 日も暮ぬめり、道遠み、山田のさなへ、とりもはてぬに、

春村曰、歌合には藏人修理亮藤原隆資とて、日はくれぬめりとあり、三番左勝のうたな
り、榮花物語に載る

又云、永承六年五月五日、殿上根合によめる、良暹法師、つくま江の底のふかさをよそな
 がら、ひけるあやめの根にてしるかな、

此作者を榮花物語根合卷には、少納言源信房と有り、但歌には異同なし、
 是は歌合一番右持にて、二句をこのふかさはとあり、恐くは非なり、

金葉集第二歌夏云、永承六年殿上にて根合にあやめをよめる、大納言經信、萬代に、かはら
 ぬものは、さみだれの、しづくにかをる、あやめなりけり、

是は一番の左にて、左馬頭源經信朝臣とあり、榮花物語亦載るに載る、

萬代集第二十歌賀云、永承六年殿上根合の歌、權中納言經家、天のはらめぐる月日の、さや
 かに、よろづ代すめる、雲の上人、

此歌は根合に、式部大輔藤原國成朝臣とて、秋のそら、いづる月日の、さやかに、よろ
 づよすめる、くものうへかな、とあり、五番左持のうたなり、按ふに國成朝臣は、中納言山
 蔭卿の裔にて、彼明衡朝臣のいまだ幼童なりし時、其父山城前司敦信ぬしが、いたく羨
 みたりし儒者なれば、此事は江談第六、當時現存ならむには、七十餘歳許とおぼしき人
 なり、又經家卿は、當時正四位下右大辨兼皇后宮權亮と補任に見えたり、かくあるども
 を合せ稽ふるに、根合の原本よりも、萬代集のかたよろしげなりかし、歌の異同はた、同
 後學なほ考へてよ、國成朝臣の事は、碩鼠漫筆卷一、明衡朝臣小傳の條に、いへるなほ、合考すべし、

榮花物語に載るところも、根合の原本と同じ、

榮花物語卷三十六根合卷九左云、うちにはねあはせさせ給、左頭すけ綱原原脱綱字、補、の頭中將、
 右頭四でう中納言の子のつねいへの辨、若くはなやかにおぼえある人々なり、左右廿人
 づゝわきて、えもいはぬすはまのかさねをたづねつゝ、またしらぬこひぢにおりつゝ、ひ
 さいでたる、一丈三尺の根などもありけり、按、根合原本には、左一丈、まただいうちしき

けそく原はなそで改むり、なごのありさまいふべきにもあらず、略之
今鏡卷一廿九左云、永承六年さつき五日、殿上のあやめのねあはせさせ給き、其うたども
歌合の中にはべるらん、

扶桑略記卷二十九左五云、永承六年五月端午日、殿上侍臣左右相分有菖蒲合事、和歌五首、
百練抄卷四九左云、永承六年五月五日、禁裏有根合、蓋鶏合後宴也、有歌合并絃管興、主上令
吹笛給、如龍之咽水中、近世無如此事、人以感歎、

古今著聞集卷十九、九段に、此根合の事詳に見えたり、披きみるべし、

袋草紙遺篇續群書類從本上云、永承六年根合、土記云、左方經家、進居洲濱下、取出根、良基進取藥玉、
置御前長押上、以根曳展、一丈一尺許、右資綱進取出根、基家受取置御前、加左方根、長一丈三
尺也、寛治根合作、亦云、四番祝持、五番不因前番勝負、左方先可進者、是相撲最手、競馬十番等
例也云々、

又云、左大將、右記云、去三月晦、開召、堪能上達部一兩、殿上人等、有判者内大臣、
堀川殿、講師左齋院長官長房朝臣、右右近中將隆俊朝臣、如土記、講師左良、題者、撰者、清
書左散位公經、右兼行、土記云、公經近日、依處分事、付檢非違使廳、使者頗不落居事歟云々、
左方洲濱立松鶴、右立八足机一脚、其上置和歌一卷、五首書此一卷、右立大鼓一面、其前立胡

蝶舞童六人、其翼書和歌云々、

八雲御抄卷二判者部云、永承六年根合、内大臣、

又物合、講師云、永承殿上根合、左右少將、隆俊、

又讀師作法云、永承根合、中將、資綱、右

又清書部云、同根合、右兼行、

春村曰、以上は永承根合なり、

郁芳門院根合類從本云、寛治七年五月五日、辛朝間天晴小雨下、午後頗得晴、今日新女院女

房之根合也、未刻左右方人、參集東泉殿、右方西御所、但右方儀式不知之、中次合根、頭辨取、

少將忠教進御前立、講師之前、左方根一丈六尺許、根之上、有藥玉、之、次右方、有菖蒲葉、次左方、

花枝、次右方、師賴朝臣、與能俊朝臣、置御前、八九尺許、無藥玉、爲負、次右方、有菖蒲葉、次左方、

根、一丈三四尺許、重左勝、〇下略、

金葉集第二部夏云、郁芳門院根合にあやめをよめる、藤原孝善、あやめ草、ひくてもたゆく、

ながさねの、いかであさかの、沼におひけん、

春村曰、右の作者を根合本集には、二位宰相中將經貞とあり、按ふに經貞は經實の誤り

なり、公卿補任に見ゆ、下に併せ見る今鏡を、

同第八下戀郁芳門院根合に戀の心をよめる、周防内侍、戀わびて、ながむる空の、うき雲や、

わが下もえのけぶりなるらん、

續詞花集第三部夏部云、郁芳門院の根合に五月雨をよみ侍りける、六條右大臣顯房、五月雨

にかさとり山は、越ゆかじ、花色衣、かへりもぞする按に本集には此大臣を小別當と載たり、

又同部云、郁芳門院根合に郭公を人にかはりてよめる、藤原基俊、二こそゑ、となどかきなか

ね、ほとゝぎす、さこそみじかき、夏のよならめ、

春村曰、本集には作者堀川殿故大臣右とあり、上件の孝善も此例にて、經實卿の代詠せ

しなるべし、

後葉集第三部夏部云、郁芳門院菖蒲根合によめる、中納言通俊、もしほやく、あまのうらら人、う

ちたえて、いとひやすらん、五月雨のそら、本集には右大、辨通俊とあり、

六條修理大夫集顯季云、郁芳門院根合歌、さりともとおもふばかりや、我戀の命をかく

る、たのみなるらむ、按に此歌、後撰集戀二には、郁芳門院歌合、散木集第五部、祝云、郁芳門院の根合にあやめをよめる、君が代を、いはねにひける、あやめ

草、ねごどにみえぬ、はるかなりとは、

春村曰、此歌根合の本集に見えず、かつ此うた主は一座の列にもいらざりし也、猶次の

うたも同じぢやうなり、

同第七上戀部云、郁芳門院の根合に戀のこゝろをよめる、戀わびて、ねをのみなけば、あり

まなる、いでゆゝしげの、袖のしをれや、

同第六神祇部云、郁芳門院根合に人にかはりてよめる、いつはりの、ちかひならねば、君が

代をおはたらしめに、まかせてぞみる、

これは人にかはりてとあれど、例の本集には見えざるなり、

二條大皇太后宮大貳集左云、女院のねわはせに人にかはりて、君が代の、ながきためし

に、ひけとてや、宿に菖蒲の、根ざしそめけむ、

按に、本集には作者實持とあり、

今鏡卷七根合卷十五右云、六條の右のおとゝのきむだちは、まつほりかはの帝の御母中宮、その

御はらに前坊とほりかはのみかど、をのこみやうみ奉り給へり、をんなみやは媿子の

内親王と申は、白川院の第一の御むすめ、いせのいつきにおはしまし、中宮うせさせ給

にしかば、いでさせ給て、ほりかはのみかどのあねにて、御は、ささきになぞらへて、皇后

宮にたゝせ給ふ、院號ありて、郁芳門院と申き、寛治七年五月五日、あやめのねあはせ、さ

せ給て、歌合の題、菖蒲、郭公、五月雨、祝戀なん侍ける、こまかには、歌合日記などに侍るらん、

判者は六條のおほい殿せさせ給へり、周防内侍戀歌、こひわびて、ながむる空の、うき雲

や、我下もえの、煙なるらん、とよめりけるを、判者あはれつかふまつりたるうたかなと侍ければ、右歌人かちぬとて、此うた詠じてたちにはけるとなむ、二位大納言の宰相におはせしにかはりて、孝善が、ひくてもたゆく、長き根の、とよめと、いめ侍どかし、永長元年八月七日かくれさせ給にき云々、

百練抄卷五右廿五云、寛治七年五月五日、郁芳門院根合、兼日定兩方念人、有歌合、蓋大儀也、

袋草紙卷二三七右云、郁芳門院根合時、江記云、右中辨師頼曰、尾張守許孝善來向所、國基住吉

善歌見之前破却、可入云々、彼時左右相挑之間、爲嗽之、匡房卿云、右大辨通俊歌、予者不可被挑、

先年書狀今猶有之、其書云、和歌之道、雖能宣忠峯、不可恐之、於貴殿者、深所恐申也者、件書狀

爲明鏡、何可忘、彼書哉、俊兼聞之大咲云々、件歌合左方人、以中納言中將今入道爲言口、无心

云々、隨殿下頻令制止給、少年之人、不知和歌案內、何爲殿上人之言口哉、就中累葉風无此例

云々、已上見、江記、

袋草紙遺篇上和歌合次第條云、郁芳門院根合時、左右頭女房也、

又云、郁芳門院根合御所六條院、江記云、寢殿南廂也、垂母屋六間并左右庇御簾爲御所并女

房所候、中央間二間、東者郁芳門院御所、西者一院御所也、其中立御屏風、關白候簾中給、其左

右各三間、女房所候也、南庇左右妻各三間、敷高麗端帖三枚、中央間二間、左右各敷圓座一枚、

爲講師座、南簀子敷、左右各第二三間、敷紫端帖二枚、爲右方殿上人座云々、

又云、郁芳門院根合時、江記云、右中辨師頼曰、尾張守許孝善來向、取國基住吉、歌未見之前破

却、可入孝善歌之由、申請入之云々、彼時左右相挑之間、可爲嗽々、匡房卿云、右大辨通俊歌、至

予者不被挑、前年書狀于今猶有之、其書云、和歌之道、雖能宣忠峯、不可恐、於貴殿深所恐申也

者、件書狀爲明鏡、何可忘、彼書哉、俊兼聞之大咲云々、件歌合に左方人、以中納言中將今入道

爲言口、无心云々、隨殿下頻令制止給、少年之人、不知和歌案內、何爲殿上人之言口乎、就中累

葉之祖風無此例云々、已上見、江記、○眷村曰、上件袋草紙同文可校、

又云、郁芳門院皇女、院根合、十番、寛治七年、左右持、

判者、右大臣、六條右府

講師、左、四位侍從藤原宗綱朝臣、右、右近少將源能俊朝臣、

讀師、左、藤原季仲朝臣、右、右中辨源師頼朝臣、

題者、匡房卿、

撰者、左、右大辨通俊、右、右大辨匡房、

清書、源大納言雅實、書左右歌、

江記云、源大納言雅實、書兩方歌、左方獻之、天德詩合時、道風書兩方詩、強不可爲愁事也云々、

左以沈作鏡篋、以懸枕爲和歌料紙、續色々紙、以水精爲籍軸、一卷書五首、右以枕几帳一本爲文臺、銀手歌土居、其帳白浮泉綾、其上銀銅薄色紙形、染之書和歌云々、

八雲御抄卷二左四云、郁芳根合、院半卷御簾、有御見物、

春村曰、以上は郁芳門院のに係れり、

康和二年五月五日、備中守仲實朝臣女子根合歌群書類從卷二百二十六所収、

題、菖蒲根、艾、棟、盧橘、石竹、歌人、左、周防掌侍、上總君、大宮甲斐君、藤波、右、俊賴朝臣、仲實朝臣、

顯仲朝臣、隆源阿闍梨、判者、略、

又北條土佐守時元一座の根合あり、永仁の頃などなるべし、石合の條に載るを見るべし、

花鳥餘情卷十繪合云、扇合、双紙合、根合など、みな歌をもて詮要とせり云々、

五月雨日記類從本云、歌合、根合、菊合、そのほかさうしあはせ、繪合なども、例はおはかるべし云々、

又右廿九云、一番の左は歌合、根合、菊合、などもかたするを故實なるよしつたへ侍りしかども、ちかき世よりはさることもなし云々、

伊勢物語五段云、昔男ありけり、うらむる人をうらみて、どりのことをづゝとをば、かさぬとも、思はぬ人をおもふものかは、といへりければ、朝露は、消のこりても、ありぬべし、たれかこの世を、たのみはつべき、略中、あだくらべかたみにしける、男女のしのびありきしけることなるべし、

あだ競

同真字本下左云、化競アマクラベ、タガヒニ、互爾シケル爲計流チトコソナシ、シノヒアリキシケル、夫コトナル女ベシ之忍行爲計流言可成、

石合

金葉集第五部賀云、前齋宮いせにおはしましけるころ、いしなどりのいしあはせ、といへる事をせさせ給ひけるに、祝のこゝろをよめる、源俊賴朝臣、くもりなく、とよさかのぼる、朝日には、君ぞつかへん、萬代までに、

散木奇歌集第五部祝云、伊勢齋宮に侍ころ、いしなどりの石あはせ、といふ事せさせ給けるに、ちひさき草子のいしなどりの石のおほきさなるをつくりて、十の石にひとつづゝかき侍ける、

くもりなく、とよさかのぼる、あさひには、君ぞつかへむ、萬代までも、
 ときはなる、竹のみやこの、石なれば、うれしきふしを、かぞへてぞしる、
 君が代に、みもすそ川を、きてみれば、もろゆたけにぞ、浪もたちける、
 きみがすむ、くしだ河にや、みだれたる、神のこゝろも、うちとけぬらん、
 大淀の、濱のまささを、君が世の、數にとれとや、なみもよすらむ、
 君が代は、千年にひとつ、とる石の、とをこにならん、ほをこそまて、
 ゆるぎなき、大うち山の、石なれば、ちとせとるとも、おちじとぞ見る、
 ふえがはの、石なとりつ、と見えつるは、ねに萬代を、ふきながせとや、
 此歌を歌枕名寄卷十八には、齋宮石合とて載せたり、
 君が代に、神もかたよる、石なれば、うちまくよりぞ、數はつもれる、
 きみがため、ゆたのをわけて、ひろひつる、千引の石に、たれかあふべき、
 長秋記云、保延元年四月六日、女院いしなとり合云々、師仲銀太鼓入友繪石進、第一云々、
 春村曰、いしなとりといふ事は、やゝ古くより見えたり、さるは拾遺集第十八賀雜云、東宮
 のいしなとりのいしめしければ、三十一をつゝみて、ひとつにひともしをかきてまゐ
 らせける、よみ人しらず、昔むさば、ひろひもかへむ、さゝれ石の、かすをみなとる、よは

ひいく世ぞ、按に、此歌小大君集にあり、いはく、おほむいしな取のいしを、ませ給さけ
 ば、拾ひもかへん、さざれ石の、數、榮花物語卷一、三月、宴云、だいのせいてい世にめでたく
 に、みなさる、ちよはいくつぞ、 榮花物語卷一、三月、宴云、だいのせいてい世にめでたく
 おはしましける、略、中、このにようごみやすこゝろたちのおほんかもしとめやすく
 びんなき事聞えず、くせん、しからずなごして、御子うまれ給へるは、さるかたにおも
 おもしろくもてなさせ給ひ、さらぬはさべうおほんものわすれ、九卷本作御、などにて、つ
 れづれにおぼしめさる、日なごは、おまへにめしいで、ごすぐろくうたせ、へんをつ
 かせ、いしなとりをせさせて御らんじなごまでおはしましければ、みなかたみにな
 さけをかはし、をかしうなんおはしあひける云々、按に九卷本卷一、四右に、赤染衛門集
 上、左、九、云、女院のひめ君ときこえさせしころ、いしなとりの石めすをまゐらすとて、
 すべらぎの、しりへの底の、いしぞこは、ひろふこゝろあり、あゆがさでとれ、なごのごと
 し、

北條土佐守時元眞蹟手簡 或家藏

遙久不入見參候、行一、眞實失本意候、自行二、他懈怠候歟、早入見參行三、可申謝候、抑雖比與申狀行四
 候、或仁等少々、去五月五日、行五、於當座根合勝負事行六、其後又及繪合會候、今日行七、石合勝負終
 日、了つる彼行八、輩申候は、大に候梅も合候はんと行九、申候、來二日には談議候、行十、彼會に被取

入候、比興次第^{十一}候、正福寺の内に飛梅候之由^{十二}承候、事實候哉、只一、二、大、切^{十三}行、三、に、大、に、候、は、ん、ず、る、を、可、撰、給、候、^{十四}直、に、は、無、案、内、候、之、間、御、方、へ、^{十五}令、申、候、若、さ、も、候、は、^二日、早、^{十六}且、に、可、有、若、自、余、に、は、^{十七}雖、申、旨、候、可、爲、計、會、候、之、間、不、可、^{十八}有、御、許、容、候、態、令、^{十九}申、候、可、有、^{十九}御、合、候、事、々、得、面、謁、之、時、候、恐、々、^{二十}口、口、一、二、行、^{二十}五、月、卅、日、時、元、^{二十}是、邦、卿、參、^三行、^十

春村曰、此石合はいしなどりのにはあらで、奇石を合せしものなるべくおもはる、按るに、時元は時政二男時房、時房男時盛、時盛男時員、時員男時國、時國男時元なり、尊卑分脈脱漏に見ゆ、又作者部類に續後撰一、玉葉一、續千載一、と見えたり、

犬合 又號 犬

太平記卷五 相模入道弄田云、或時庭前ニ犬共集テ嚙合ヒケルヲ見テ、此禪門面白キ事ニ思テ、是ヲ愛スル事骨髓ニ入レリ、則諸國へ相觸テ、或ハ正稅官物ニ募リテ犬ヲ尋、或ハ權門高家ニ仰テ是ヲ求ケル間、國々ノ守護國司所々ノ一族大名、十四、二十四、飼立テ、鎌倉へ引進ス、是ヲ飼ニ魚鳥ヲ以テシ、是ヲ維グニ金銀ヲ鏤ム、其弊甚多シ、輿ニノセテ路次ヲ過ル日ハ、道ヲ急ク行人モ、馬ヨリ下テ是ニ跪キ、農ヲ勸ル里民モ、夫ニ被執テ是ヲ昇、如此賞

翫不輕ケレバ、肉ニ飽キ錦ヲ著タル奇犬、鎌倉中ニ充滿シテ、四五千匹ニ及ベリ、月ニ十二度犬合ノ日トテ被定シカバ、一族大名御内外様ノ人々、或ハ堂上ニ座ヲ列ネ、或ハ庭前ニ膝ヲ屈シテ見物ス、于時兩陣ノ犬共ヲ、一二百匹宛放シ合セタリケレバ、入違ヒ追合テ、上ニ成下ニ成、噉合聲、天ヲ響シ地ヲ動ス、心ナキ人ハ是ヲ見テ、アラ面白ヤ、只戰ニ雌雄ヲ決スルニ不異ト思ヒ、智アル人ハ是ヲ聞テ、アナ忌々シヤ、偏ニ郊原ニ尸ヲ争フニ似タリト悲メリ、見聞ノ准フル處、耳目雖異、其前相皆鬪諍死亡ノ中ニ在テ、淺猿シカリシ舉動也、按、此事を増鏡卷九には、相模守高時入道云々、犬くひ田樂をぞいてあそびけるまあり、

今様合

玉海云、承安四年九月一日、^{乙未}自今日院中有今様合、公卿以下廿廿今日番、前大納言實定、別當成親云々、

百練抄卷八云、承安四年九月一日、於太上天皇御所、法住寺殿有今様合事、撰定堪能輩卅人、十五箇夜間、毎夜一番、被決雌雄、師長、資賢卿等、爲判者、十三日、仙洞今様合之次、有御遊、上皇令歌今様給、希代之美談也、

吉記云、承安四年九月三日、參院奏覽法花堂御佛座光等繪様、略中、申斜退出、入夜又歸參、爲

聽今様合也、今夜、左、新大納言、右、六角宰相勝云々、共有興云々、四日、今夜、今様合、左、宰相中將持、右、左兵衛督云々、五日、今様合、左、實宗朝臣、右、光能朝臣云々、六日、今夜、今様合、左、泰通朝臣、右、雅賢朝臣勝、左、雖負優美云々、七日、今夜、今様合、左、右少將隆房朝臣、右、信濃少將實教朝臣勝、八日、今日、今様合、左、顯信朝臣勝、右、濟綱朝臣、人々微咲云々、九日、今様合、左、隆信、右、師廣勝、十日、歌合、左、基宗、右、基範持、十一日、歌合、左、師家、右、家俊勝、十二日、歌合、左、雅亮、右、爲賢元十三番也、而被召上之、十三日、秉燭之後、參院、雖似數奇、爲伺御遊儀也、出御之後、人々參集如例、歌合、左、散位資時勝、右、散位盛定、右先出歌、依勝方云々、前々如此、左歌之時、右一切不付之、兼存不可付之由、歟、雜藝等了終、以盛定歌權現様、左歟、右不付之、敦家流之外、不歌之故云々、兩人起座、以左爲勝、次有御遊、左大將被彈箏、新大納言、別當調笛、按察使取拍子、歌催馬樂、六角宰相吹笙、實宗朝臣彈琵琶、定能朝臣調筆、雅賢朝臣付歌、實教朝臣吹笛、次、左大將朗詠德是、按察使付之、六角相公又付之、次、今様、法皇於籬中、令歌之御、御遊之趣入、幽玄、且是得境之故也、堂上堂下、上下群集、依仰不可被口雜人、又內女房爲聽聞、參入、通親朝臣一人扈從、予事未終以前退出、

皇年代略記下裏書云、承安三九二、法皇御所有今様合、

春村曰、承安三は四の誤なり、

梁塵秘抄口傳集云、この兼雅卿今様合の時に、足柄のなかにするがの國うたはれしを、おど前がむすめきゝて、これは御所よりたまはられたる、とおぼゆるふしのあるは、ならひまゐらせたるやらんといひける、ことうたよりわけて、たびくうたはれたりしをかく申せば、のどかにてつけて、ふりのにるべきとこそおぼえしか、
 郢曲相承次第云、大納言資賢、承安今様合、妙音院相國、與資賢卿二人、爲判者、爲殊勝事之由、見順徳院御記建保五、十、廿二、
 長門本平家物語卷七云、鳥羽殿には月日のかさなるにつけても、御歎はおこたらず、をりの御遊所々の御賀もめでたく、いまやう合の興ありし事もおぼしめしわすれず、相國もゆるしむらせず、法皇もおそれさせ給へば、参りよる人もなし云々、

命競

夫木抄卷三十六雜部十八、賀歌云、家集或所會祝、源仲正、つるかめのいのちくらべの、かちまけを、君こそしらめ、萬代を経て、

鶯合

教言卿記抄錄云、應永十六年四月十四日、今朝伯亭ニテ、左大辨相公等、鶯合、人數濟々、又楊弓云々、

尺素往來五月五日云、五月五日、賀茂競馬、並深草祭、上下之見物、鶯鷗ウツヒ之鬪トリアヒ鳥、可有此月、歟、春村

合不審あり、下にいふをみるべし、
運歩色葉集 宇部 云、鶯合、

歌合

尋常の歌合は、枚擧するに違あらねばもらしつ、

春村按ふに、歌合の濫觴は、在民部卿の家のにやあらん、此民部卿は行平中納言なり、元慶六年正月十三日、或云任中納言、年六十五、元參議治部卿、同年二月廿三日、叙正三位、三月、兼民部卿、或翌年三月と公卿補任に見え、古今集目錄には、六年正月十日、中納言、八年二月廿三日、正三位、三月九日、兼民部卿云々、また補任、仁和三年四月廿三日、致仕年七十、按察使民部卿、寛平五年七月十九日薨、年七十五、とあるを見るに、此歌合張行の時代は、仁和の御世のはじめにもやありけむ、かくてさしつぎては寛平菊合、おなじ御時后宮歌合等あれども、此ふたゝびは年月日をばしるよしなし、其後は延喜十三年三月十三日の亭

子院歌合、同年九月九日の陽成院歌合、また亭子院有心無心歌合、詳書類從典書に、推見り、たなととりく、にうちつゝきて見えたり、さるをどかくするほどに、かの將門純友等がみだれなと發りしからにや、暫くは中絶したるを、天徳四年三月三十日に、いといかめしき御會ありしよりこのかた、さらにみさかりになりまさりて、世々の翫びとはなれるにぞ有ける、

有心無心歌合

亭子院有心無心歌合云、殿上人ども心ある心なき、えりいでんといふ事ある比、七月七日にかうしんの、このうしむとおもはる人々、たなばたあひの、ちおもふらむことをだいにて、ひのうちによみつゝあはせける、已下歌略之、
春村曰、後鳥羽上皇、有心無心の歌人をわかちて、いとませさせ給へりし事、建永元年八月十日、十一日、十八日、建曆二年十二月十日、十八日、十月十日、等の明月記、かつ井蛙抄卷六等にも見ゆれど、歌合はあらざりしなるべし、

歌繪合

歌繪合續群書類從卷四十二所収云、

馬毛名歌合

夫木抄卷二十七馬部九云、源順家馬毛名歌合、足はらのつるぶち馬、雲間より、とぶあしはらの、つるぶちはになにはのあしげ、おひつかんやは、しらいどのくりげ、白糸の、くりげひきいで、みるからに、ふすあさぢふの、どらげなりけり、
同卷二十八草部十云、源順家馬毛名歌合、あまのつむいそな草、すまの蚤の、朝夕なつめる、いそな草、けふかちまむちは、なみぞうちける、

春村曰、馬名合一卷、本居大平註解あり、上に載する夫木のうたは、本集三番左歌、次なるは四番右、未なるは八番左のなり、異同はかみに旁書したるが如し、

梅實合

北條土佐守平時元手簡云、今日石合勝負終日了、結句彼輩申候は、大に候梅を合候はんと申候、來二日には談議候、彼會被取入候、比興次第候、正福寺の内に飛梅候之由承候、事實に候哉、只一二大切に大に候はんずるを可撰給候、直には無案内候之間、御方へ令申候云々、

全文は上件石合條に載たれば省きぬ、

艶書合 又號けさうぶみ合

堀河院艶書合云、内にて殿上の人々歌よむときこゆるに、みやづかへ人のもとに、けさうのうたよみてやれとおほせむにて、大納言公實、おもひあまり、いかでもらさむ、おく山の、いはがきこむる、谷の下水、返し周防内侍、いかなれば、おどにのみさく、山がはの、あさきにしもは、心よすらん略○中、後五月二日おもひく、にみなうすやうにしたるしてぞ、御かへしはめでたくかざりたりける、又同じ月の七日に、ありつる女房のもとに、戀の歌よみてまゐらすべきよしおほせられければ、七日ときこえてまゐらす略○下、
金葉集第七上戀云、堀河院御時の艶書合によめる、春宮大夫公實、おもひあまり、いかでもらさむ、おく山の、岩がきこむる、谷の下水、

同第八下戀云、堀河院御時艶書合によめる、中納言俊忠、人しれぬ、おもひありその、浦風に、なみのよること、いはまほしけれ、返し一宮紀伊、音にさく、たかしのうらの、あだ波は、かけじや、袖のぬれもこそすれ、

新勅撰集第十一戀云、堀河院艶書の歌を人々にめして、女房のもとにつかはして、返歌を

めしける時よみ侍ける、權大納言公實、年ふれど、いはで朽ぬる、埋木の、思ふ心は、ふりぬ戀かな、返し康資王母、ふかゝらじ、みなせの河の、埋木は、したのこひぢに、年ふりぬども、同第十二戀云、堀河院女房の艶書をめしけるに、讀ける、堀河院中宮上總、つらしども、いざやいかゞは、石清水、あふせまなきに、たゆる心は、返し大納言俊實、世々經ども、絶じとおもふ、神垣や、岩ねをくゝる、水のこゝろは、同第十四戀云、堀河院に艶書の歌めしける時、周防内侍、人しれぬ、袖ぞ露けき、逢事の、かれのみまざる、山のかげくさ、返し大納言忠教、奥山の下、かげくさは、枯やする、軒ばにのみは、おのれなりつゝ、同く艶書とて讀侍ける、權中納言俊忠、みしま江の、かりそめにさへ、まこも草、ゆふてにあまる、戀もする哉、權中納言俊忠卿集云、ふたまにおはしまして、うへのをのこども、うたよみの名ある女房のもとに、けさうぶみのうたよみて、つかはせとおほせられし時、下開又女房の歌をめして、たまはりしに、小大進、つらさをば、おもひいれじと、しのべども、身をしる雨の、所せきかな、返し、おもはずに、ふりそふ雨の、なげきせば、みかさの山を、さして、ちかはん、又おなじ心を入々よみしに、みしま江の、假初にさへ、まこもぐさ、ゆふてにあまる、戀もする哉、

六條修理大夫顯季卿集云、うちにみやゝに歌よむとき、こゆる女房どもに、けさうの心の歌めして、其聞えある殿上人、かんだちめにたびて、かへし奉れと仰られしかば、一宮紀伊君、うらみかね、さよの衣を、人しれず、おもひかへせど、なぐさまぬかな、かへし、ひたすらに、さよに衣に、ことよせて、うらなき人を、うらみざらん、散木奇歌集第七戀上云、堀河院御時、艶書合といへる事を、せさせ給けるに、つかうまつれる數ならで、世にすみの江の、みをつくし、いつをまつとも、なきせなりけり、かへし中宮上總、ながれても、あふ名はたえじ、すみの江の、みをつくしにて、たちははつとも、又をんなにめして、男に給はせけるに、うき身なる、人もつらしと、しりぬれど、ことわりなくも、おつる涙か、かへし四條宮甲斐、かりそめの、絶まをさへや、うらむべき、ことわりなきは、なみだのみかは、康資王母集母集伯云、いまの世の御時、歌の心しれらんを、とこ女の中に、いひはじむるふみ、おのゝやれとおほせられければ、春宮大夫、としふれど、いはで朽ぬる、埋木のおもふこゝろは、ふりぬこひかな、返し、深からじ、みなせの河の、うもれ木は、したのこひぢに、年ふりぬども、おなじ人、周防内侍にも、つかはすと、聞てねたみ侍、みしま江の、うらみつしほに、まがふあしの、ねたく末葉に、かゝる白波、返し、同大納言、みつ汐の、末葉を洗ふ、な

がれあしの、君をぞおもふ、うき沈つゝ、うらみうたと侍けるを、まつよしときゝたがへて、
ほとゝぎす、まつに掛けても、ささがにの、何れのよひか、しるきとぞ見る、返し、しるし
ありて、まつ夜もあれや、郭公、なかゝかけじ、くものふるまひ、

祐子内親王家紀伊集云、殿上のけさうぶみの歌、としたゞの中將のおこせたまへる、人
しれぬ、おもひありその、浦かせに、なみのよるこそ、いはまほしけれ、かへし、おとにきく、
たかしの濱の、あだ波は、かけじや袖の、ぬれもこそすれ、

今鏡卷二たまづき云、さ月のころつれづれにおぼしめしけるにや、歌よむをとこ女、よみ
かはさせて御らんじける、大納言公實、中納言國信などよりはじめて、俊頼などいふ人々
も、さまさまのうすやうにかきてやり給けり、女は周防内侍、四條宮の筑前、高倉の一宮の
紀伊、前齋宮のゆり花、皇后宮の肥後、つの君などいふところの女房、われもわれも
どかへしあへり、又うらみたる歌よみて、男のがりやりなどしたる、堀川院の艶書合とて
するの世までとゞまりて、よき歌はおほく撰集などにいれるなるべし、ふたまにてぞか
うしてきこしめしける、

女郎花物語云、ほりかはの院のけさう文合せに、中納言俊忠、ひとしれぬ、おもひありそ
の、うらかせに、なみのよるこそ、いはまほしけれ、といひやり給へる返しに、女一宮紀伊、

おとにきく、たかしの濱のあだ波は、かけじや袖の、ぬれもこそすれ、

香合

五月雨日記云、香合といふこといにしへよりつたへて、代々の君も捨給はず、家々にもこ
れをこのみ侍る云々、

志野宗信家名香合跋云、文龜のはじめのとし五月下の九日、風流の人々、略中宗信の宅に
して、名香の名をあらはさずたゞかはしめ侍りけるになむ云々、

春村曰、此香合は次の薫物にあはせて、詳に載するを見るべし、

貝合附貝

堤中納言第六、貝合物語云、この姫君、どうへの御方の姫君、どかひあはせさせ給ふに、あ
なたの御かたは、だいなぶの君じゅうの君、どかひあはせさせ給はんとて、いみじくもど
めさせ給ふなり、まろが御まへはたゞわか君一どころにて、いみじくわりなくおぼゆれ
ば云々、

歌枕名寄卷十八、伊勢國村松岸條に、齋宮貝合とて、蟬貝の、こゑかときけば、むら松の、岸

うつ波のひきなりけり、

風葉集雜三云、人々つとひ侍て貝合し侍りけるところに、まけなんすとをさなきもの、なげさけるに、たれともなくて云ける、かひ合の藏人少將、かひなし、となになげくらむ、しら波も、君がかたには、こゝろよせてむ、

山槐記云、應保二年三月七日、申刻參大殿、今朝令渡梅津殿給了云々、仍自門外參内、貝合事、右方人、右大將以下、於宮殿上議定云々、

八日、午刻參内、貝合左方人、中宮權大夫實長卿、參議親隆卿、能登守重家朝臣、右少將通能朝臣、左衛門權佐爲親、予等於宮御方議定、大略令爲親書折紙、送右府御許、令申子細爲親所參向也、被入宇治、未被歸洛云々、大略、

一奉幣事、八幡、賀茂、住吉、已上使所衆、前右府御沙汰歟、爲用意使所衆事、召仰出納仲政了、

一願事、八幡御神樂、賀茂競馬、住吉參詣、

一當日誦經事、

一貝風流、可作伊勢海、

一方人裝束、束帶、

晡時參花山院、申承雜事退出、

九日、未刻參内奏事、中略、晚頭右府被參、貝合事等申承、

十日、今日爲貝合祈禱、左方奉幣、石清水、賀茂、住吉、右府被致幣帛沙汰、彼家住丁持之、下家司相具、向

近衛河原藏人左兵衛尉平信季、向彼所發遣之、使可用藏人所衆之由有議定、仍三人可差遣之由、兼所仰出納仲政也、抑陰陽師不參、藏人可致沙汰歟、又自右府可有沙汰歟、

十一日、申刻許於宮殿上、貝合方人有之事、右府爲弘有結構、而頗不定事、仍不可有過差之由、

以左衛門權佐爲親、左方也、被遣仰、有出御、此後參大殿之處、職事等退出、仍空以退出、春村曰、此後之所作

見等不

袋草紙卷三云、予應保二年三月三日昇殿、來十三日中宮御方可有貝合事、仍俄所仰下也、同日賜和歌題二首云々、同日可被講、廻風情早可初參云々、仍不擇吉凶、件夜付籍了、御所高倉殿云々、

出觀集入道二品云、おなじ御時二條院内裡にてかひあはせあるべしと聞えけるに、ある人のうたを申ければ、もゝしきの玉の臺の、簾具あしやがうらに、波やかかけゝむ、

雲のうへに、ちりぞまがへる、春風の、吹あげの、はまの、梅の花がひ、

山家集下云、内二條院貝あはせゝむとせさせ給ひけるに、人にかはりて、

風たゝで、波をゝさむる、うらくに、小貝をむれて、拾ふなりけり、

難波がたしほひにむれて、出たゝん、しらすのさきの小貝ひろひに、
風ふけば、花さく波の、おるたびに、櫻がひよる、みしま江のうら、
波あらふ、衣のうらの、袖がひを、みぎはに風の、たゝみおくな、
波かくる、吹上の濱の、箔貝、かせもどおろす、いそにひろはん、

しほそむる、ますをの、小貝、ひろふとて、色の濱とは、いふにやあるらん、
波よする、たけのとまりの、すいめがひ、うれしき世にも、あひにけるかな、
波よする、しらゝの濱の、からす貝、ひろひやすくも、おもほゆるかな、

かひありな、君が御袖におほはれて、心にあはぬ、ことしなき世は、

又云、伊せのふたみのうらに、さるやうなるめのわらは、おもものあつまりて、わざとのごと
くおぼしく、はまぐりをとりあつめけるを、いふかひなきあま、人こそあらめ、うたてきこ
となりと申ければ、かひあはせに京より人の申させ給たれば、えりつゝとるなりと申け
るに、今ぞしる、ふたみのうらの、はまぐりを、かひあはせとて、おほふなりけり、

山家心中集下雑云、うちにかひ合あるべしと聞え侍しに、人にかはりて、かひありな、君が
みそでに、おほはれて、心にあはぬ、こともなき世は、

夫木抄卷二十七九雑云、内裏の貝合の歌に人にかはりて、ますいほ西行上人、しほそむる、ま

すほのこがひ、ひろふとて、いろのはまとは、いふにや有らむ、

春村按ふに、右のうち山家集の、かひありな云々、と今ぞしる云々との歌は、貝合と貝覆
どを、ひとつにおぼえてよまれたるに似たり、抑貝合はさまざまの貝をあはせて、それ
に歌をもよみそへ、さて甲乙を定むるなり、又貝覆ははまぐりの貝を、片おもてづゝそ
こら散しおきて、其片おもてをおほひ合せて、勝まけを争ふなり、さるをひとつにせら
れたるはいかにぞやおぼゆるぞかし、但此貝覆も、ついでなれば、次下にいさゝか載す
べし、又堀河百首不合戀、參議師頼卿、おもふ事ありそのうみの、うつせ貝、あはでやみ
ぬる、名をやのこさん、夫木抄卷二今撰和歌集、部戀内新宰相、いかにせん、かゝるためし
は、かたし貝ならびふせれど、あはでやみぬる、等はうつせがひかたし貝なるがゆゑに、
あはぬとはいへるなり、貝合に混ふべからず、

藤原隆祐朝臣集云、住吉に侍しに、都より知たる女房あまた天王寺に詣で、侍しかば、住
吉の神主經國女に、おほひ貝こはむとおもふに、歌のそへたきよし申侍しかば、讀てつか
はし侍し、波よする、つもりの浦に、よる貝を、ひろはぬ袖に、うつせとぞおもふ、返し、貝に
かきて、たづねきて、ひろはぬうらの、つらければ、袖につゝむに、かひやなからん、

源平盛衰記卷五云、安元三年五月廿日、西八條へ推參シテ見レバ、馬車數モ知ズ集リタリ、

藏人何事ヤラント思テ尋問ケレバ、案内者トオボシクテ答ケルハ、是ハ入道殿福原御下
向ノ御留守ニ、君達會合シテ貝覆ノ御勝負也ト云ケレバ云々、

古今著聞集卷十一云、天福元年の春の頃、院藻壁門院の方をわかちて、繪づくの貝おほひ
ありけり、大殿攝政殿女院の御かたにぞおはしましける、一方にしかるべき女房達四五
人ばかりにて、ひろきには及ざりけり云々、

増鏡卷三云、おりぬたまへる太上天皇春村按に、後嵯峨院ななぞ聞ゆるは、思ひやるこそ
おとなびさだすぎ給へるこゝちすれ、いまだみそちにだにみたせ給はねば、よろづわか
うあいぎやうづきめでたくおはするに略○中攝政殿さへわかものし給へば、よるひる

さぶらひ給て、女房の中にまじりつゝ、らんど、貝おほひてまり、へんつき、なぞやうの事と
も、おほひおほひにしつゝ、日を暮し給へば、さぶらふ人々もうちどけにくゝこゝろづ
かひすめり云々、

徒然草百七十段云、貝をおほふ人の、我まへなるをばおきてよそを見わたして、人の袖のか
げ膝の下まで目をくばるまに、まへなるをばひとにおほはれぬ、よくおほふ人はよそま
でわりなくとるとは見えすして、ちかきばかりおほふやうなれど、おほくおほふなり、
娶入記云、一御物行やうのしだい、一ばん御貝桶云々、

又云、一おひかひ桶の事、角口のひろさ九寸三四分、たかさ九寸以上、四所にかつらを可入
二すぢづゝならべて、そごきはに一ところ、ふたと身とのあはせめに一所、中はどに一と
ころ、ふたのまはりとかかりのいたのさかひに一ところなり、みのかたにのみいれをす
るなり、かみにて上をよくはりて、糸をかくべし、糸にはげんじのところ、また松竹なぞし
かるべし、ふたにつるかめなぞ二づゝ、むかひ合候てしかるべし、あしはつかぬものなり、
一かひのかずは三百六十なり、

娶迎記云、一御とこへその御かひをけ御あげあるべし、右は右、ひだりはひだりにおかれ
候べし、御とこへむかひ申とき、右は、あなたよりこなたへむかひてのひだり、と御こゝ
ろへ候べく候、

御湯殿上日記云、慶長三年四月八日はるゝ、御貝おほひあり、女二の宮の御かた、女三の宮
の御かた、じゆごう大御ちの人御まけ方にて、やがて御勝負こんどの事也、じゆごうより
御ふた參る十一日雨ふる、けふ御貝おほひの御しやうぶ有、女二の宮の御かた、女三宮の
御方、御ふるまひおはしまし候、ないないの男たち十人ばかりしこうにて、御ひしゝに
てめでたし、だいのものいろゝ參る、

かみがみ合

散木奇歌集下部雜云、大殿にてかみがみあはせといふことせさせ給ひけるに、師のこひければよめる、君が世を神々いかに守るらん、しげきめゆひの、數にまかせて、
春村曰、此事いまだ詳ならず、次に又人のもとにまかりたりけるに、かみがみをひきてものにとりいで、侍りければよめる、嬉しさの、あまのみ空に、みちぬれば、いとなくかみを、あふぎみるかな、とあるももしゆゑあるか考ふべし、

鴨合

玉海云、承安三年三月廿二日、入夜參女院御方、近日事外有御減爲悅云々、先是中將定能朝臣來、口月院中可有鴨合云々、公卿殿上人、北面分方、或人云、明後日別當成親可鶏合云々、五月二日、此院中有鴨合事、公卿殿上人已下、北面下僧入道等、左右念人、其數繁多云々、左打錦幄、右作黒木假屋云々、各其風流、盡善盡美、但右殊有禁制、不用金銀錦等之類云々、然而甚優美也、摸臨時祭舞人挿頭花等云々、左乖制法、盡金銀云々、凡此經營、其費不可勝計云々、左頭大納言重盛卿、右頭中納言邦綱卿云々、左右念人之外、餘人所不見云々、子細尋參仕之人

可記置之緯希也、

三日、今日北面鴨合、内々事也、

百練抄卷八云、承安三年五月二日、於上皇御所、有鴨合事、近習月卿雲客、及北面下臈等、分左右、爲念人、緯起兼日之儀、爲當時之壯觀、有勝負舞、

春村曰、右鴨字或は鴨に作れり、もし鴨に従ふべき歟、されど寛喜二年六月廿二日明月記に、一比在信成前相公宅、翫鴨鳥云々といふ事も見ゆれば、ひたふるにさも決めがたし、猶鴨合條にも云を見るべし、

菊合

寛平菊合云、題菊、左方占手の菊は、殿上童に立君を女につくりて、花におもてをかざらせてもたせたり、いま九本をば、すはまをつくりてぞしたる、そのすはまのさまはおもひやるべし、面白き所の名をつけつゝ、きくにはゆひつけたり、○歌右方これも殿上童ちご、藤原重時、あはの守ひろしげがむすこかみかみで、きくどもおほすべきすはまを、いとおほきにつくりて、ひとつにうゑたれば、もていづるにところせければ、おしあはせては、ひとつになるべくかまへて、わりてわをつけてひとたびにおしあはせていださんとかまへたる

を、左方の一もどづゝ出すに驚きて、たびたびにいだしければ、あはせはてたれば、いとおもしろき所ひとつなれど、あはするほどはわれていとかたはなり、歌略之、以下

古今集第五下秋云、寛平御時せられける菊合に、すはまをつくりて菊の花うゑたりけるに、くはへたりけるうた、ふきあげのはまのかたにきくうゑたりけるをよめる、すがはらの朝臣、秋風の吹上にたてる、白菊は、花かあらぬか、波のよするか、仙宮に菊をわけて人のいたれるかたをよめる、素性法師、ぬれてはす、山路のきく、露のまに、いつかちとせを、我は經にけん、菊の花のもとにて、人のひとまてるかたをよめる、ともり、花みつゝ人まつ時は、白たへの袖かどのみぞ、あやまたれける、おほさはの池のかたに菊うゑたるをよめる、無名 ひともと、おほひし花を、おほさはの池の底にも、誰か植けん、

春村曰、右は菊合の濫觴なり、

玉葉集第五下秋云、實平菊合に、たみの、島の菊をよみ侍ける、讀人しらず、たみのとも、いまはもとめじ、立かへり、はなのしづくに、ぬれんとおもへば、

按に、此歌本集左五番たみのをもとあり、

又夫木抄卷十四に左歌九首、右歌一首載せて異同あり、

古今著聞集卷十九草木部 云、延喜十三年十月十三日御記云、仰侍臣令新菊花各十本分三

番、相争勝負賭以□□申時、各方領花參入、一番入自仙花、次第進花立庭中、一番種花以右洲

取立御前、左衛門督藤原朝臣候御前、傳作勝負、惣十番、勝方簾中拜舞、選進菊中各四本、栽

西方小庭、十二月九日、二番侍臣獻負柚、菊時眞物也、此柚於射、庭可獻、而眞獻違失也、入夜出待賢門、左衛門督權中

納言傳之飲酒、

扶桑略記卷二十三云、延喜十三年十月十三日、殿上侍臣、各分左右、獻菊、和歌各十首、

帝王編年記卷十五云、延喜十三年十月十三日、殿上菊合、有十首和歌、

躬恒集云、延喜十三年十月十一日、だいのきくあはせに、おほせによりてたてまつる三

首、きくの花、こきもうすきも、今までに、霜のおかずば、色をみまじや、はつしぐれ、ふり

そめしより、菊の花、こかりしいろぞ、又まさりける、もとよりの、いろにはあれど、きく

花、かたへはうつす、どころがらかも、以上

春村曰、類従本には今二首あり、あだなれど、我にはきくの花のみて、うつろふ色の、こさ

まさりける、君がため、心もしるく、初霜のおきて残せる、きくにぞありける、と見えたり、

玉葉集第五下秋云、延喜御時菊合に、平希世朝臣、きくの花、露に移る、とをしみしは、こき紫に、そむるなりけり、

新拾遺集第六部云、延喜十三年の菊合に、是則、さくの花、冬の野風に、ちりもせで、今日までとてや、霜はおくらん、躬恒、菊のはな、こきもうすきも、今まで、霜のおかすば、色をみまじや、

夫木抄卷十四云、延喜十三年十月三日菊合歌、坂上是則、なみとのみ、うちこそみゆれ、すみのえの、岸にのこれる、白菊のはな、

右は延喜の御時なり

古今著聞集卷十九段云、天曆七年十月十八日、殿上の侍臣左右をわかちて、おのおの殘菊を奉りけり、主上清涼殿東の孫庇南の第三間に出御、王卿東の簀子に候ふ、仰に云、延喜十三年侍臣献菊、かの日、只左衛門督定公一人候、仍不相分、左右、至于今日、數人既可相分、とて右大臣大納言源朝臣、參議師氏朝臣、三人を左方とす、大納言藤原朝臣、左衛門督藤原朝臣、二人を右方とす、左、菊いまだ仰かうむらざるさきに、弓場殿にかきたつ、其後召によりて御前の東庭に參る、洲濱に菊一本をうゑたる、藏人所衆六人してこれをかく、仁壽殿の西の砌のにしの邊に、兵衛府の圓座一枚をしきて、殿上の小舍人一人、矢三隻をもちて候、洲濱の風流さまさまなり、中に銀の鶴に菊の枝をくはへさせて、其葉に歌一首をかく、其後右、菊や、ひさしうして參らせざりければ、たびたびもよほしおほせらるゝほどに、秉燭

に及て奉りければ、それも所衆ぞかきたりける、かすさしの圓座はなし、風流左にはおとりたりけり、しろかねの鶴にさくをくはへさせて、歌を書たる事左におなじ、右大臣奏し申されけるは、右花其粧劣也、加之數度雖、召良久不獻、然則第一花可爲左勝、仰云、事珍也、仍左かすをます、其時大臣座を立て、負方の公卿に罰酒おこなはれけり、勝負あることにかくなんおこなはる、次に左第二花をたてまつる、其花あざやかなれどかたぶきふしたりければ、仰によりて眞になりけり、仍左數をぬく、第三の花左かちて、すなはち亂聲を發して龍王を奏す、左衛門權佐公輔息に、小舍人橘知信がつかうまつる、けふ次左方公卿侍臣前庭にして拜舞ありけり、其後左方有相朝臣、右方延光朝臣に仰て、つるのふくむ和歌をめさる、おのおのとりてまつりて御座の南邊に講ず、則兩人をもてよませられけり、左歌、ちとせふる、しものつるをば、おきながら、さくの花こそ、ひさしかりけれ、右歌、たづのすむ、汀のさくは、しらなみの、をれどつきせぬ、かげぞ見えける、其後舞を奏す、左方濫河鳥、左近將曹船木茂眞、舞師長尾秋吉ぞつかうまつりける、右方綾切、右衛門府生秦良佐、近衛身高つかうまつる、後々舞くだんの四人、更に奉仕しけり、左右たゞ勝負まひのまうけばかりにて、他舞のまうけなかりけるを、俄の仰によりて餘曲をば供しけり、左、萬歲樂、太平樂、右、石川樂、長保樂等なり、舞終て更に双調を奏す、管絃にたへたる侍臣等河竹の

北邊に候ず、又樂所の輩も同所のひがしの邊に候て、或は謠或は吹彈、此間に御膳を供す
 又侍臣に仰て御筆を奉る、これよりさきに御座の南邊に、をき物御厨子一脚をたて、く
 だんの御筆をおきまうけたり、式部卿親王和琴を彈じ、源大納言琵琶を彈じけり、御遊を
 はりて王卿以下に祿を給ふ、又御みき參りて、式部卿親王にたまはせける、親王則御前の
 階間より、庭におりて拜舞し給ひけり、南の長階よりのぼりて座につく、さらに盃をとり
 て次第にくだりけり、納言御挿頭のまうけあり、獻すべきよし申されけり、以上刊本多誤、
 脱、仍、命、從、古、本、
 元輔集云、おなじ御時上の菊合の歌、たどふべき、色もなぎさの、さくの花、枝をわけてぞ、
 露もおきける、

中務集云、村上のてんわうの御時に、さくあはせにすはまにつるさくあり、たづのすむ、
 汀のさくは、白波の、をれとつきせぬ、色ぞみえける、

玉葉集第五下秋云、天曆七年内裏菊合に、中務、たづのすむ、みぎはのさくは、白波の、をれと
 つきせぬ、かげぞみえける、

夫木抄卷十四云、天曆七年十月、内裏の菊合に、すはまにさくあり、中務、○歌同、
 上略之、
 以上は天曆の御時に係れり、

赤染衛門集上云、十月に前女院の菊合に、露よりも、玉のうてなの、菊の花、うつろひてこ

そ、色まさりけれ、

馬命婦集云、ある時の御まへにさくあはせ給とて、あるもの、月あかきにこひありくを
 見て、月かげに、まがふとやおもふ、さくの花、うつろふ色は、ことにもあるかな、

按に、前女院は東三條院にやおはしますらむ、年月も詳にはいひがたけれど、上東門院
 のには赤染は作者ならねば、さもやとはいへるなり、又馬命婦のも同じ度のかとてこ
 こに載せつ、猶考ふべし、

小大君集云、十月に女院御はかうありて、さくあはせさわぎければ、神な月、佛の限り、
 あらはるゝ、庭のまもなく、花ぞふりける、是はた同じ度か、女院の旁注に東三條と有て
 頗よしあり、

上東門院菊合左右女房十番判詞なし、歌略之、

伊勢大輔集云、院の御さく合に、左のとうにて、ながきよの、ためしにうゝる、菊の花、ゆく
 する遠く、君のみぞみん、又、めがれせず、みつゝくらさん、菊の花、さくより後の、はなし
 なければ、

後拾遺集第五下秋云、上東門院さくあはせさせ給けるに、左のとうつかまつるとてよめる、
 伊勢大輔、めもかれず、みつゝくらさん、しらぎくの花より後の、花しなければ、藤原義

忠朝臣、ひらさきに、やしほそめたる、菊の花、うつろふ色、と誰かいひけん、○十番左房の代詠なり

續詞花集第五下秋云、上東門院菊合に、辨乳母、うすくこく、うつろふ色も、おく霜に、みなしら菊、と見えわたるかな、

玉葉集第五下秋云、上東門院菊合に、大貳三位○歌は上の辨乳母

歌合略目錄云、上東門院十番菊合、長元五年十月

袋草紙遺篇上云、上東門院菊合、五年十月

判者、講師、左中宮權亮藤原兼房朝臣、讀師、右中宮辨源經長朝臣

八雲御抄卷二物合講云、長元上東門院菊合、左中宮亮兼房、右中宮辨源經房

是までは長元の度のなり、

長明無名抄上晴歌可見云、はれのうたはかならず人に見せあはすべき也、わが心ひとつにてはあやまりあるべし、予そのかみ高松の女院の北おもてに、さくあはせといふ事侍し時戀のうたに、ひとしれぬ、涙の川のせをはやみ、くづれにけりな、人めづゝみは、どよめりしを、いまだはれのうたなどよみなれぬほどにて、勝命入道にみせあはせ侍しかば、このうた大きな難あり、みかどさささのかくれ給ふをば崩すといふ、その文字をばく

づるとよむなり、いかで中院にてよまん歌に、この詞をばすうべきと申侍しかば、あらぬ歌をいだしてやみにき、其後はどなく女院かくれおはしましにき、この歌いだしたらばさとしとぞさせられ侍らまし、

五月雨日記云、香合といふ事にしへよりつたへて、代々の君もすて給はず、○中歌合、根合、菊合、そのほかさうしあはせ、あはせ、なほも例はおほかるべし云々、

草合或號鬪草、作種合

文華秀麗集下云、觀鬪百草簡明執一首、滋貞主、三陽仲月風光暖、美少繁華春意奢、曉鏡照顏粧黛畢、相將戲遂覓紅花、紅花綠樹煙霞處、弱體行疲園逕遐、芍藥花靡蕪葉隨、攀迸口落受輕紗、蓋籬綠刺障羅衣、柳陌青絲遮畫眉、環座各相猜、他妓亦尋來、試傾双袖口、先出一枝梅、千葉不同樣、百花是異香、樓中皆艷灼、院裡悉芬芳、口菲散口蓄口慮競風流、巧咲便娟矜數籌、鬪罷不求動績顯、華筵但使前人羞、

又云、和野柱史觀鬪百草簡明執之作一首、巨識人、聞道春色遍園中、閨裡春情不可窮、結伴共言鬪百草、競來先就一枝叢、尋花萬貴攀桃李、摘葉千廻繞薔薇、或取倒葩或尖萼、人々相隱不相知、彼心猜我我猜彼、竊遣小兒行密窺、團欒七八者、重樓粉窓下、百香懷裡薰、數樣掌中把、擁

裙、集綺筵、此首雜華鈿、相催猶未出、相讓不肯先、鬪百草、鬪千花、矜有嗤無意、遙奮初出紅莖敵、紫葉後將一藥爭、兩葩證者一判初口負、奇名未盡日、又斜勝人不聽、後朝報脫贈羅衣、耻向家、
春村曰、兩首並多誤脫、殆難讀當得善本比校、

經國集卷十一云、雜言奉和鞦韆篇一首、滋貞圭、（上略）明日更期鬪百草、君王花樹芳菲中、

春村曰、秀麗は弘仁中、經國は天長四年の撰なり、按ふに此戲の原つところは白氏文集卷十、觀兒戲、韶此七八歲、綺紈三四兒、弄塵復鬪草、盡日樂嬉々、堂上長年客、鬢間新有絲、一看竹馬戲、每憶童騃時、童騃饒戲樂、老大多憂悲、靜念彼與此、不知誰是癡、チロカナルチヲサナキチ 訓點依古鈔本とあるなどより起れるならん、

又開元天寶遺事下云、鬪花、長安王士安春時鬪花、戴挿以奇花多者爲勝、皆用千金市名花、植於庭苑中、以備春時之鬪也、とあるは似たる事ながら花合の證とすべし、但なほ月令廣義を爰に徴すべし、

躬恒集云、内御屏風の歌、草あはせするところ、さくら花、わがやどにのみ、ありとみば、なきものぐさは、思はざらまし、

按に、拾遺集第十六春雜には、延喜御時月次御屏風のうたとて載せられたり、又古今六帖六第には、櫻のうたのうち、に載せ、類從本の家集には、たゞ草合とて載せたり、

拾遺集第九下雜云、草合し侍ける所に、惠慶法師、たねなくて、なきものぐさは、おひにけり、まゝてふ事は、あらじとぞおもふ、

按に、抄また同じ、又家集には、ある所にかたわきて草合するにとあり、惠慶法師は播磨講師、寛和頃人と作者部類に見ゆ、

後拾遺集第二十俳諧云、人の草あはせしけるに、朝がはかみ草などあはせけるに、かみ草かちければ、よみびとしらす、まけかたのはづかしげなる、あさがほを、鏡ぐさにも、みせてけるかな、

實方朝臣集云、小一條殿の人々など物がたりす、かたすまけすの、花の上の露と云けるに、すまひ草、あはする人の、なければや、

類從本重之集云、故后宮より池の草合するに、おほと、草ありけりとき、いひにおこする、よるやどる、いそべの波や、さわぐらん、おほらみのはらに、千鳥なくなり、

按に、これらも惠慶法師のおなじころか、但重之集のは流布本に見えぬのみか、心さへたしかならず、恐くは寫誤あらむ、

古本今昔物語集卷二十八、右近馬場殿上人種合語第三十五段云、今昔後一條ノ院ノ天皇ノ御代ニ殿上人藏人有ル限リ員ヲ盡シテ方ヲ分テ種合セ爲ル事有ケリ、二人ノ頭ヲ左

右ノ首トシテ書分チテケリ、其ノ頭ハ左ハ頭ノ辨藤原ノ重尹、右ハ頭ノ中將源ノ顯基ノ朝臣等也、此ク書分テ後ハ互ニ挑ム事無限シ、日ヲ定メテ北野ノ右近ノ馬場ニシテ可有キ由ヲ契リツ、而ル間方人共各世ノ中ニ難有キ物ヲバ、諸宮ノ諸院寺々國々京田舎ト無ク心ヲ盡クシ肝モ迷ハシテ求メ騒ギ合タル事物不似ズ、殿上人藏人ニノミ非ズ藏人所ノ衆出納小舍人ニ至ルマデ書分チタリケレバ、其レモ皆世々ノ敵ノ如ク行合リ所々モ書分テ後ハ物ヲダニ不云合有ケル、何況ヤ殿上人藏人ハ兄弟得意ナル人ナレドモ、左右ニ別ニケレバ挑ム事只思ヒ可遣シ、此ク爲ル程ニ既ニ其ノ日ニ成ヌレバ、右近ノ馬場ノ大臣屋ニ各ノ渡リヌ、殿上人ハ微妙キ欄姿ニテ車ニ乘リ列テ集會ノ所ヨリ渡ヌ、其ノ集會ノ所ヲバ兼テヨリ定メタリケレバ、各宵ニ集ニケリ、其ノ所ヨリ大臣屋へ渡ル有様不レ可云盡ス、大臣屋ノ前ニ埒ヨリ東ニ南北向様ニ錦ノ平張ヲ卯首ニ長ク立テ、同錦ノ縵ヲ引廻シテ其ノ内ニ種合セノ物共ヲバ悉ク取置タリ、出納小舍人ナド平張ノ内ニテ皆此レヲ捧ツ、殿上人ハ大臣屋ノ中ノ間ヲ分テ、左ハ南、右ハ北ニ別レテ皆着並ヌ、藏人所ノ衆瀧口モ皆別レテ皆着並ヌ、藏人所ノ左右ニ居ヌ、埒ヨリ西ニハ其レモ南北ニ向様ニ、勝負ノ舞ノ料ニ錦ノ平張ヲ立テ其ノ内ニ樂器ヲ儲ケ舞人樂人等各居タリ、其ノ喬々ニハ京中ノ上中下見物ニ市ヲ成シタリ、女車立不敢ヌ所無シ、其中ニ關白殿忍テ女車ノ様ニテ

埒ヨリ東ノ左ノ方屋ノ面ノ喬ニ立テ御覽シタリ、而ル間既ニ其時ニ成ヌレバ、大臣屋ノ前ニシテ次第ニ座ヲ敷テ口聞キ物有テ物可咲ク云フ者ヲ各儲テ其ノ座ニ向様ニ居ヌ、員ヲ可差キ物ノ風流財ヲ盡シテ金銀ヲ以テ莊レリ、亦員差座ニ居ヌレバ既ニ合ヌルニ互ニ勝負有ル間、言ヲ盡シ論ズル事ドモ多カリ、半許ニ成ル程ニ左ノ方ヨリ近衛舍人下野ノ公忠ガ盛ノ御隨身ニテ有ケル、時ニ左ノ競馬ノ裝束ノ微妙キヲ着セテ、艶ヌ馬ニ微妙キ平文ノ移ヲ置テ其レニ乗セテ方屋ノ南ヨリ馬場ニ打出タリ、實ニ諸ノ人此ヲ見ルニ尤モ興有リ、埒ノ内ニ打廻テ鞭ヲ取り直シテ立テル程ニ、右ノ方屋ヨリ打出タル者有見レバ老法師ノ怪氣ナルニ、破タル冠ヲセサセテ、狗ノ耳垂タレタル様ナル老懸ヲセサセテ、右ノ競馬ノ裝束ノ舊ク弊キヲセサセテ、枯鮭ヲ太刀ニ帶ケテ、裝束ヲモ片嗚下リ腰ニセサセテ、袴ハ踏合セテ、帽袷モ猿樂ノ様ナルヲ、女牛ニ結鞍ト云物ヲ置テ其レニ乗セテ出シタリ、公忠此ヲ見テ大キニ嘖テ、由シ無キ殿原ノ宣フ事ニ付テ此ル耻ヲ見ツルト云テ棄テ打入ヌ、其ノ時ニ右ノ方ニ公忠ガ嘖テ入ルヲ見テ、手ヲ控テ咲ヒ合タル事無限シ、相撲ノ負テ入ルヲ咲フガ如シ、咲フト等ク右ノ方ニ亂聲ヲ發シテ落蹲ノ樂ヲシテ落蹲ノ舞ヲ出ス、本ヨリ勝負ノ舞可有キ支度ニテ、左ニモ陵王ノ舞ヲ儲タリケレドモ、未ダ事不畢ヌニ此ク落蹲ヲ出セバ、左ニハ此ハ何爲ル事ゾナド云合タルニ、關白殿忍テ女車

ノ様ニテ御覽ジケルニ、此ク落蹲ノ出ルヲ奇怪也ト思食テ、忽ニ人ヲ召テ其ノ落蹲ノ舞人慥ニ搦メヨト高ク仰セ給フ、時ニ落蹲ノ舞人踊テ入ヌ、然テ裝束モ不解ズシテ逃ゲ迷ヒテ、馬ニ乗テ西ノ大宮下ニ馳テ行ケリ、其ノ舞人ハ多ノ好茂也、面形ヲ取去ラバ人モゾ見知ルト思ケレバ、面形ヲシ乍ラ申ノ時許ニ馳テ行ケレバ、大路ノ入ハ彼レ見ヨ、鬼ノ晝中ニ馬ニ乗テ行クゾト云噓テ、幼キ者ナドハ此ヲ見テ恐迷テ、實ノ鬼也ケリト思ケルニヤ、病付タル者モ有ケリ、然テ關白殿ハ未ダ勝負モ不切ヌニ、落蹲ノ出タル事ヲ止メムト思食テ、搦メヨトハ仰セ給ヒケル也、實ニハ不被搦ヌニ搦メヨト仰セ給フ御音ヲ聞テ逃ルモ理也、其ノ後チ好茂勘當ニテ久ク公ニ不仕サリケリ、亦右ノ方人共ヲゾ頭ノ中將ヨリ始メテ六借ラセ給ヒケリ、然レバ右ノ方人共ハ關白殿ヲゾ左ノ方ニヨラセ給ヒタリケリト云テ憎申ケル、此ハ公忠ガ御隨身ニテ有ケレバトヤニヤトゾ、世ニ疑ヒケル事半無ク成ニケレバ、方人共皆苦ク成テ止ニケリ、其ノ中ニ落蹲ノ舞人ノ面形ヲシ乍ラ馳テ逃タル事ヲゾ世ノ人咲ケル、然レバ此ル挑事ハ昔ヨリ必ズ事出來ル事ニテゾ有ケルトナム語り傳ヘタルト也、

右ハ後一條院御時と云々、

續詞花集第四上秋云、高倉一宮于祐のくさあはせのかちわざの事し侍けるに、おばすて山に

月をのぞむ人ある所に、藤原家經朝臣、久かたの月はひとつを、おばすての、やまがらこ
とに、みゆるなりけり、

按に、祐子内親王は、後朱雀院第三皇女、長治二年十一月八日薨と一代要記に見え、たれば、此草合ハ堀河院の御世などなるべし、

百練抄卷五云、永久五年五月廿九日、内裏有鬪鷄鬪草、

台記云、久安六年八月六日、午刻參朝餉間、渡御皇后宮御方、忽有鬪草之興、了還御、

明月記云、正治二年十一月十六日、秉燭之程、著節會裝束參内、○中次有御前召、次第如例、萬

歲樂了、置櫛物之舞了、兩頭座分草合各出草に、十番許、訖又自兩方種々雜遊云々、

右三條は鳥羽、近衛、土御門、三帝の御時に係れり

和名類聚抄卷四類雜藝云、荆楚歲時記云、五月五日有鬪百草之戲、鬪草此間云、久佐阿波世

色葉字類抄久部鬪草クサアハセ

類聚名義鈔卷八部草云、芝音之クサアハセ

字鏡集卷二部草芝クサアハセ

永承五年四月廿六日、正子内親王繪合云、やよひのとうかあまりのゆふぐれに、つきかげ
みすにうつるをりしも、人あまたさぶらひてものがたりのついでにたれとはなくてい

ひわはせし、はるの日のつれづれにくらすよりは、つねならぬいどみごとをおまへにこらんせさせばや、むかしより聞ゆる花あはせなせは、ちりてふるさねにかへりぬればにはひこひしく、くさあはせとかはたづねて、もとのところにかへしやればうるさし云々古今著聞集卷十一畫圖部云、永承五年四月廿六日、麗景殿女御に繪合ありけり、彌生の十日あまりの比より其沙汰有けるは、春の日のつれづれにくらすよりは、つねならぬいどみ事を御前に御覽せさせばや、むかしよりきこゆる花合は、散てふるさ根にかへりぬれば句ひこひし、草合は尋て本のところへ返しやれば名残うるさし云々、

塵袋卷三云、トリアハセ草アハセニハ鬪鶏鬪草トカク鷹ヲアハスルニハ擲字ヲ用フ、百擲無一遺ナドフルクモ云ヘリ、

野守鏡序云、いまだいとけなくして草をたたかひちりをもてあそびしより云々、

京花集卷五云、本朝風俗、七月七日、例鬪草花、如楚人重五日百草之戲矣、丙申之載春村按係吉田民部藤公見惠仙翁花并茶余時在唯稱院累七諱席畫誦夜禪懶困不堪耳而花以打香

供茶、以降睡魔、感幸感幸、仍題小詩以謝慮意云、星夕年々人鬪花、喜君贈以數枝霞、蓬萊欲

逐仙翁去、兩腋清風吹入茶、

古本醒睡笑卷四曾而部云、兒のあそびに草合あり、一方より藝蕪とて出さる、侍従わ

さよりせうしなるかほにて、いやこれはこくさとなほしたり云々、

春村曰、芝くらべといふ事のあるも、此草合とひとしかるべし、下の巻に載するをみるべし、但清水濱臣の答問雜稿卷三云、芝くらべといふはうなるわらはどもものつばなすみれなぞをつみあつめて、おのがどちくらべあそぶをいふ、草をたゞかはすといふも同じ事なり略○中されど草をたゞかはすといふにもふたつあり、和名抄躬恒家集などにいへるは、草あはせといひて、歌合女郎花合根合などの類にて、左右にかたわきてことごとしく催すをいふ略○中野守鏡にいへるは、たゞわらはべの野あそびのなぐさみにや、芝くらべとおなじことにて、くさあはせとはことなりとしるべし上○以今按に、草合といふに二儀ありといへるは非なり、こはあからさまなるといがめしきとのたがひめのみにて同儀なるをや、かの根合女郎花合等は歌合に同じけれど、草合には歌をそへられたるためしなし、いかでかは此草合を、歌合等に同じとはいふべき、たゞし字鏡集に芝をクサアハセとよみて、此芝くらべによく協へり、

競馬 號きは馬、又くらべ馬、又駒くらべ、

續日本後紀卷三云、承和元年五月丙辰、亦御同殿前文云、乙卯天皇御武德殿、觀親王以下五位已上所貢

競馬組

むくハ上さほ

よももてなる

まじ

事のハこの

氏人のまじ

乃こりて

相撲取

道のねもひ出

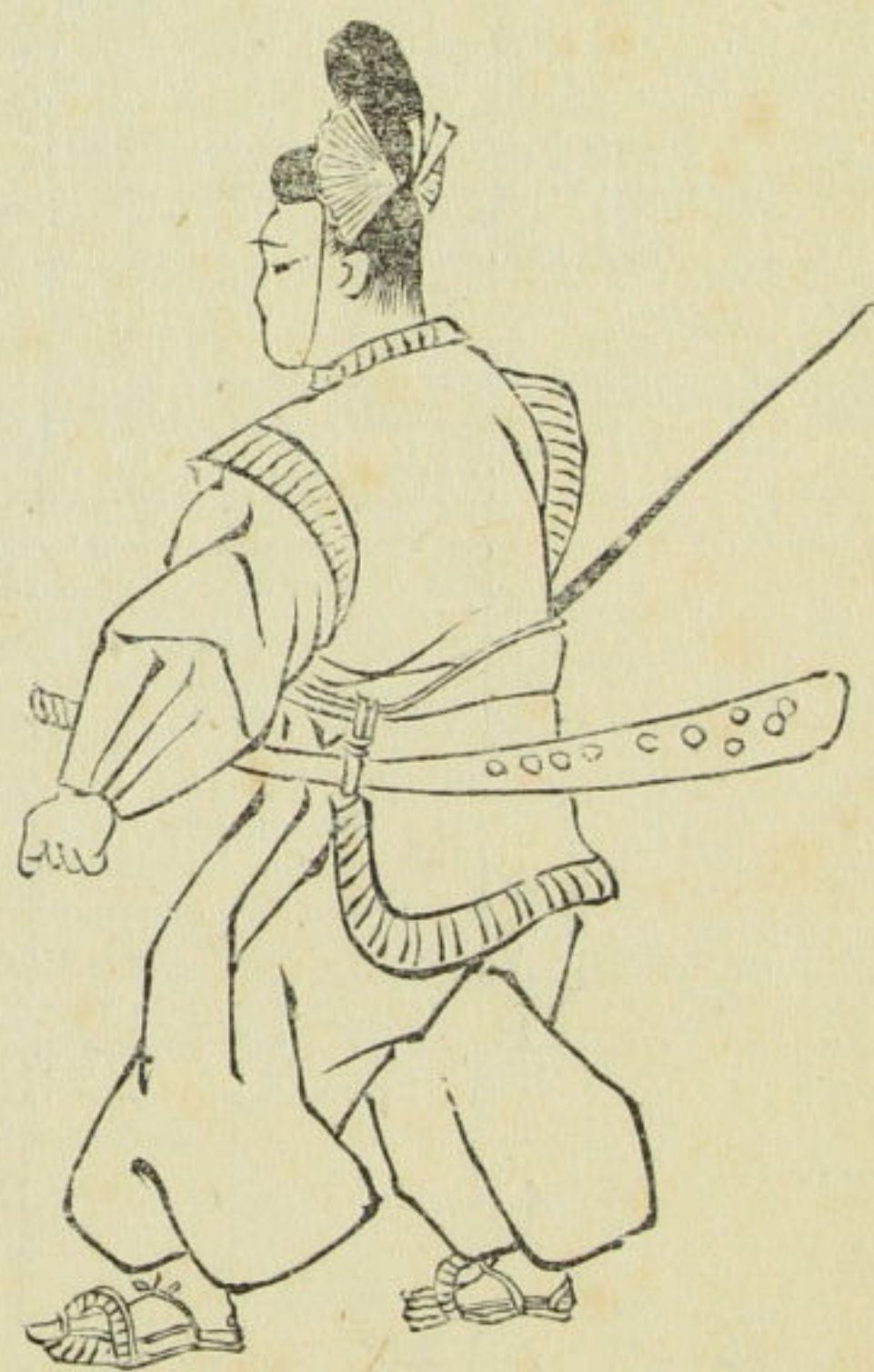
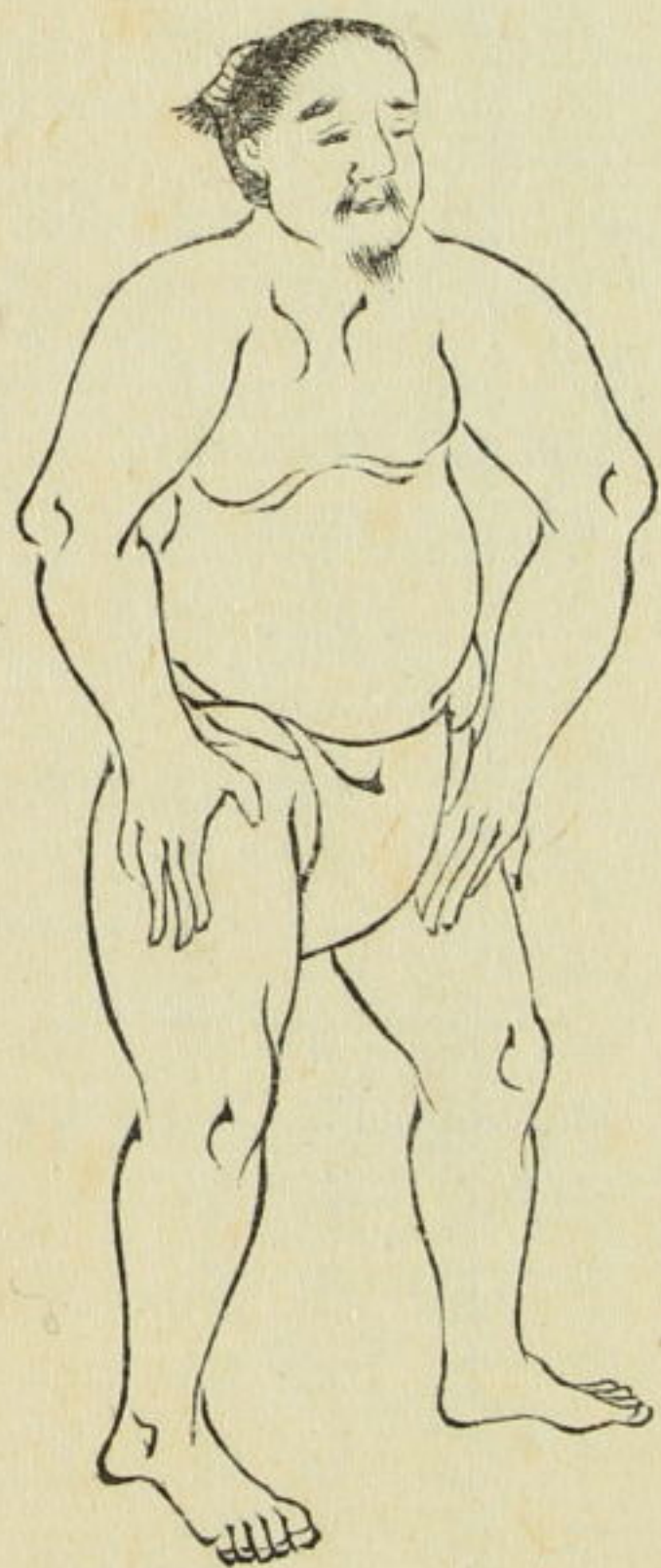
よ

お撲の音

り

めされ

ちや



競馳馬

春村按、先是續日本紀卷十七云、天平十九年五月丙子朔庚辰、天皇御南苑、觀騎射走馬、是日太上天皇詔曰、昔者五日之節、常用菖蒲爲纒、比來已停此事、從今而後、非菖蒲纒者、勿入宮中云々、是競馬之濫觴歟、

文德天皇實錄卷九云、天安元年冬十月乙丑朔乙酉、右近衛、右兵衛、右衛門、三府、並右馬寮等、大設宴會貢獻、酬去五月六日競馬之負也、

三代實錄卷五云、貞觀三年五月五日戊寅、天皇御武德殿、觀覽騎射、親王以下、五位以上、貢競走馬、六日己卯、天皇御同殿、觀覽競走馬、並如舊儀、

同卷六云、同四年五月五日壬申、端午之節、天皇御武德殿、觀諸衛騎射、親王以下、五位以上、貢競走馬、如常、六日癸酉、亦御同殿、觀馬藝雜弄、如昨儀、冬十月廿一日丙辰、右方諸衛府、及馬寮獻物、即是五月六日、競走馬之輸物也、奏音樂並賜祿、如舊儀、

同卷九云、同六年冬十月廿一日甲戌、天皇御前殿、右近衛、右衛門、右兵衛、等三府、及右馬寮獻物云、五月六日、競馬走馬之輸物也、音樂備舉、百獻皆作極醉、方醒宴竟、賜祿各有差、

同卷三十四云、元慶二年冬十月廿四日丙戌、左近衛、左衛門、左兵衛、左馬、等府寮獻物、天皇御紫宸殿、王公侍宴、命酌奏樂、終日酣暢、日暮酒闌、公卿降殿於庭中、歌舞極歡、方罷班賜有差、先

是去元慶元年五月六日，帝御武德殿，令左右馬寮細馬競走角其足，右馬既勝，仍左方府寮獻其輸物，去年冬有事大嘗，帝親奉祀，是故今日有此事焉。

同卷三十八云，同四年冬十月廿三日癸卯，天皇御紫宸殿，右近衛右兵衛右衛門右馬等三府一寮獻物，五月六日，競走馬之輸物也，親王公卿並侍舉觴，無算奏樂盡態，向暮王公降殿，列座階前，樂歌歌舞，極醉而罷，賜祿各有差。

內裡式中卷云，五月五日，觀馬射式，前一日所司供張所供張之儀於武德殿御座南去一許丈北面，設皇太子座，又南去五尺許東西面，設親王以下，參議以上，非參議三位以上座。略○中平明皇帝出宮就御座，諸衛服中儀，警蹕侍衛如常。略○中內藏寮取菖蒲机出後，兩大夫一人四位一人帝出宮就御座，諸衛服中儀，警蹕侍衛如常。略○中內藏寮取菖蒲机出後，兩大夫一人四位一人

持緋帶一枚，騎馬入，埒出自東門，在前四位就奏事位，在後五位南去二許丈平頭執牘隨馬至奏位，奏馬所出國及毛色，左馬寮五位以上一人騎馬在官馬前而行，察大夫者不馬度訖，右馬寮五位以上一人，在後而行，奏事大夫還入埒裏，相次北度，四位在前訖，兵部卿大少輔騎馬列進，卿在前次大輔次少各就行立位，卿進就奏事位，執牘奏云，兵部省申久，五月五日，爾五位利以

上若干人等，乃進禮走馬若干匹進，久乎申給止，申無勅訖還本位，次大輔進就位，亟一人騎馬率走馬而進，大輔執牘奏親王以下及五位諸王，四位諸臣以上，姓名並馬毛色等，其詞云，其姓名我，其毛馬，訖還本位，少輔進就位，奏五位諸臣姓名並馬毛色等，訖皆入埒北渡，自上而亟

一人，錄二人，率史生一人，趨自兩衛門陣間，取版位還，亦亟錄各一人，率史生二人，趨自埒中北度，侍右兵衛陣東北側，謂埒西也，掃部記衛府馬藝能不共取版位還，及亟錄等，自埒中度之後，

兩近衛將曹各一人，率近衛各四人，出自西埒門，將曹復立閉東埒門，訖次閉西埒門，引還，左近衛先懸的射之，諸衛以次射訖，奏事大夫左右馬寮以次還，訖令群臣馬競馳，別遣兩近衛次將各一人，勾當其事，兵部錄一人，史生一人，內豎二人，傳奏錄立右兵衛陣後，史生立埒西北頭，並執牘，內豎立庭中，在馳道北邊奏訖，兵部卿以下，以次引還，雅樂寮奏音樂，日暮上下群臣各於先拜處再拜退出，車駕廻宮。

六日觀馬射式，早旦御武德殿，警蹕侍衛如常，諸衛無儀服，殿上座饌等具，所司式皇太子出入如常，但大臣以下，升降自南東階，又謝座謝酒等如常，出入之道，用內豎幕北，今日無六位以下座，參議以上，於東廂西面北上，四位以下於南廂北面東上，先選左右馬寮駿馬各十四匹，令左右近衛騎之，競馳，當第三的南建標木，到此標木下，定馬遲大舍人寮用去年五位以上走馬所負物，變熟食充此日饌，時左右近衛，左右兵衛等，各著下儀騎馬度，先射五寸的，爭種々馬藝，次春宮帶刀五六人，射五寸的，或勅內豎一二人，令試射訖，今日拜謝等日暮廻駕，

延喜雅樂寮式云，凡五月五日，省寮率樂人候，又競馬標料，戈二竿，立第三的南十丈，六日亦同，同左右近衛府式云，凡五月五日，五位以上競馬，將監就標下，記勝負。

西宮記武德殿條云、此間競馬又隨勝負、又又方算、先出表、手井馬、每度相替、馳了、當日有三馬者、雅樂奏、音樂於王納蘇理類、勝方王卿拜、舞了議、經左、近陣北頭、列立於版位、南面北上、再拜、雅樂官人撤勝負標、退還部二人、撤之使云々、

日本紀略云、康保元年五月廿四日癸巳、行幸朱雀院、有競馬騎射事、左右近衛射者各十八人、着打懸帶刀、四人着小松摺衫、

蜻蛉日記下之云、こまくらへのまけわざとおぼしくて、しろかねのうりわりををして、院にたてまつらんとし給ふに、このけにうたかゝむとて攝政殿よりうたきこえさせ給へりければ、ちよも経よ、たちかへりつゝ、やましろの、こまにくらべし、うりのすゑなり、榮花物語花卷云、寛弘三年になりぬ、中五月にはれいの三十かうなぞ、かみの十五日つとめおこなはせ給て、下の十五日あまりには、くらべうませさせんとて、つちみかどどのうまばやらちなぞいみじうしたてさせ給ふ、ぎやうかうぎやうけいなぞおぼしめしつれど、このころあめがちにてことゝもえしあふまじきさまなれば、さはたゝならんよりはとて、花山院をぞかたじけなくともおはしまして、馬のこゝちなぞ御らんせんにかゝなど申させ給へば、いとみじうものにはえある御心さまにて、むげにうもれたりつる心ちはれば、べりぬべかめり、さはその日になりてと聞えさせ給へれば、院のおはし

ますべき御よういどもあり、中その日になりぬれば、けふのことには院のおはしますを、めでたきことにおぼされて、いみじうもてはやしきこえさせ給、院もいとけうありとおぼしめしたりさてさうの亂聲なぞのかちまけのほどもいとさゝぐるしうおどろおどろしきまであるもはしたなげなり、さて其ことゝもはてぬれば、んかへらせ給ふ云、

百練抄卷四云、萬壽元年九月十九日、行幸關白高陽院、有競馬事、

榮花物語駒の巻云、はかなく九月にもなりぬ、按萬壽元年、中おなじ月の十九日こまくらまくらべさせ給て、行幸行啓あるべき御いそぎあり、中おなじ月の十九日こまくら

べさせ給、中くらべ馬十八ばんなり云々、

大鏡卷五謙德公傳云、此かや院にてくらべ馬ありし日、つゞみはさぬきのせんじあきまさの君ぞうち給ひし、一番にはなにがし、二番にはかゝしなぞいひしかどその名こそおぼえね、かつべきかたのつゞみをあしくうちさげてまけになりたりければ、その隨身のやがて馬のうへのりながら、ないばらをたちて見かへるまゝに、あなわざはひやかばかりの事をだにしそこなひ給ふよ、かゝれば明理行成と一さうにいはれ給ひしかども、一の大納言にていとやんごどなくてさぶらはせ給ふに、くさりたるさぬきのせんじふるす

らうのつゝみ打そこなひて、たちたまひたるぞかし、どはうごしたいまつりたるを、大納言殿きかせ給て、あきまさのらんかうにゆきなりが、しこなよぶきにあらす、からいことなりとてわらはせ給ければ、人々いみじうの給はせたりとけうじ奉りて、そのころのいひごとにしけるは、

百練抄卷四云、長元二年四月廿八日、關白左大臣於白川別業競馬、公卿出馬、右大臣已下及上官參入、

榮花物語晚待星卷云、どしかへりぬれば云々、○按に寛元年五月云々、どの、こまくらべとて行幸

ありき、女院もわたらせ給、どの、みやの女房なごいみじう装どきてそれ過て内にいらせ給へりき云々、

同根合云、五月には馬場殿にてこまくらべせさせ給ふ、東宮わたらせ給て、御らんじなど

いとめでたし云々、○按に天喜三年歟

承暦二年四月廿八日内裏歌合跋云、左の人々かもに参りてよろこびまうして、こまくらべなごせさすとて、はらへしてたちけるほごに、内のだいはん處よりみちのくにがみのたてふみして、あふちのうすやう二がさねにぞかきたりける、ながれても、いとやたのむ、みたらしの、かはせにみそぐ、いのりかなひて、○中殿の女房のみ車より、こま

かきたるあふぎのつまにすだれのさきして、うれしきは、みたらし川の、ためしにて、ひきくらべつる、こまのかずかな、かへし、頭辨、みそぎして、心くらべに、かちぬれば、はやくはこまも、見ゆるなるべし、右のかへし、いつはりの、心くらべの、かちまけは、そらにたすの、神ぞしるらむ、

宇槐秘抄云、保延三年九月廿三日、壬午今日仁和寺競馬行幸也云々、○以下長文不堪筆記

又云、保延二年九月三日、今日鳥羽内競馬也、予裝束如昨日、但不着打衣、袷單衣許也、劍笏扇

如昨日、○今按、八幡賀茂御幸、競馬内競馬也

龍鳴抄上云、陵王羅陵王たれう王たれういふべし、まづ亂聲をす、新樂亂聲なり、舞樂のはてにする時はすこしをすべし、競馬すまひなんどのはてにする時はながうするなり、うちまかせてはすまひにはばどうをす、もし陵王をもせん時のれう也、競馬にははてのつかひのはしりのぼるにはじめているまですべし、すまひにははていで、かゝるにはじめていはつるまですべし、

又云、打毬樂たうぎういふべし、拍子十七反すべし、舞人四人、左のくらべ馬のさうすくに似たり、たちをもちたり云々、

又云、蘇芳菲拍子九新樂、まひのてい、こまいぬに似たり、二あり、くらべ馬の行幸に是をす

す云々、

又云、高麗孔龍こまらう破拍子十二略中くらべ馬の御幸に蘇芳菲にあはす云々、

和名抄卷四類雜藝云、本朝式云、五月五日競馬和名久良立標標讀

空穂物語吹上云、どしのうちのせちくみるに、五月五日にますせちなしとなん思ふ、花

たちばなかうじなといふものは、とき過てふりにたるもめづらしきものひとへにまじ

るなんいとをかしき、そこにますものなくなり、せちするときはまゆみくらべ馬もさら

に見どころなしかしなとわらひ給ふ云々、

夫木抄卷二十七馬部九競馬、きはひ馬のつゝみに我を、打こめて、いだしもはてぬ世にこ

そありけれ、

藻鹽草卷十六人事云、競馬、さそひ馬競の字をき、そきはひ馬のつゝみきつほひ馬の、つゝみ

世にいだしありける、駒くらべ、おくれさきだつくらべ馬心くれりべの、みえがふる馬の、足うら

けふる、神のゆなる、十つらの馬、こまのらんじやうまいのらんに右のうをする也源氏、

七十一番職人歌合第三番云、暮るまで、まちおくれたる、きはひ馬、心ならずや、月にのるら

む、影法師、みぐるしければ、辻すまふ、月をうしろに、なしてねるかな、左右ともに心詞

くみあひたるけいばすまふなれば、勝負ありがたし、よき持たるべし、

おい馬の、おくれはてたる、我なれや、取つきがたき、戀もするかな、

わがこひは、さつまの氏の、をさなれや、かたてにだにも、あふ人のなき、

左右おもしろくきこゆ、猶右はかの氏をさがあふ人のなかりけん、よくとりよれり、可爲

勝、

けさうぶみ合

女郎花物語云、はりかはの院のけさうぶみ合せに云々、

右は艶書合とあるに同じ、上件に載せたるが如し、

煙競

源氏物語卷栢木云、御返み給へば、御手も猶いとほかなげにをかしきはせにかいたまひて、

こゝろくるしうきゝながら、いかでかはたおしはかりのこらんとあるは、たちそひ

て、消やしなまし、うき事を、おもひみだるゝ、けぶりくらべに、おくるべうはどあるを、あは

れにかたじけなしとおもひたまふ云々、

拾遺員外云、返事増戀、たちなびく、煙くらべに、もえまざる、おもひのたき、身はこがれ

やすらひ花の繪卷に所載
草あはせの圖



つゝ、井蛙抄卷六云、戸部云、歌は人にも見合可去禁也、中納言入道内裏御會、行路柳に、道のべの野原の柳もえそめて、あはれおもひの煙くらべや、と詠せらる、彼一座仙洞御覽せられてのち、定家卿可停出仕之由、可被仰下之旨、被申禁裡、經日數後、出仕をゆるされて後、殊更着陣して、道の事如此御沙汰有氣味之由、殊自愛云々、先達猶如此、後學可存知者也。

驗競

法華驗記中八段云、奥州有二沙門、一名光勝、持誦最勝王經、元興寺僧也、一名法蓮、能持法華經、興福寺僧也、依本生國、離本寺下住矣。略中光勝聖馮最勝威力、觸事言煩、法蓮聖人、何經驗力勝、當知勝負、若法華經驗力勝者、我捨最勝、應持法華、若最勝王經驗力勝者、捨法華、可持最勝、雖如是語、法蓮無答、又云、我等各作一町之田、依米穀勝劣、可知二經驗力、各以一町田、預二聖人畢。

淨藏法師傳法隆寺東院藏云、叡峯有無休行者、稱修入、是朗善和尚入室之資也、七月十五日夜、於寶幢院有驗、換爲年事、舊矣、天曆六年、安居終夜、法師與中堂衆、共詣寶幢院、彼此衆僉議曰、宜請修入淨藏兩人、令決雌雄者、已及七八番之後、請仰彼兩人之處、淨公進出踟躕、形如師

子、次修公步來安座、勢似象王、爰淨公云、弟子自幼日往來、長老今交山林、不愛身命、只爲佛法、若有三寶加祐、早可度縛石矣、于時縛石如飛鳥出、而在佛前、乍上乍下、如鞠如輪、爰修公稱云、甚以輕謬、暫可閑靜、即隨詞而落居、修公斯時、讀大威德真言、淨公又曰、今依衆議、旨代大將對禪口。○按登危臨深、況發心不退、住山行業、年老觀心、齡傾、相同在世迦葉、孰何滅後、趨多矣、薰修之優劣、非可競之、三寶之冥助、只仰之稱、如此已誦、常在靈鷲山等之句偈、其聲過雲、聞者拭淚、當于斯時、縛石震動、半破相分、飛至兩上人之座前、停住不搖、兩人俱起、同拜去了、

古今著聞集卷二十一云、淨藏法師はやんどなき行者なり、○中爰に淨藏は多生の行人なりといふ事をしりぬ、又ひえい山横川に三年こもりて、六道衆生のために毎日法花經六部をよみ、三時の行徳○古本作を修し、六千べんの禮拜をいたして廻向しけり、其時護法かたちをあらはして、花をとり水をくみて給仕し給ひけり、○給ひ二字同住山の頃の事にや、七月十五日安居の夜、驗くらべをおこなひけるに、朗善和尚の弟子に修入といふやんどなき驗者につがひにけり、其比は石に護法をばつけ、り、第六のつがひにて先淨藏出てゐる、次に修入出てゐる、淨藏がいはいく生年七歳より父母のふところを出て、山林を家として雲さをしき物とす、日々に身をくだき夜々に心をつひやす、ねんごろに肝たんをくだひて全く身命をします、これあへて名利のためにせず、無上ぼだいのた

め也、もし我をしらばくの石わたすべしと云、其時ばくの石とび出ておちあがる事鞠のごとし、こゝに修入いはく、ばくの石はなはだ物さわがし、はやくおちる給へ、どこどばにしたがひて則しづまりぬ、大威徳咒をみて、しばらくかちするにあへてはたらかず、淨藏又云、衆命によりてかたじけなくも禪師につがひ奉る、禪師行業年ふかくしてくわんねんよはひかたぶけり、其威法を見るにすでに在世の摩河迦葉に同じ、あへて験を尊者にあらそひ奉るにあらず、たゞ三寶の證明をあらはさんが爲也といひて、常在靈鷲山の句をわぐ、其聲雲をひかして聞人心肝をくだく、其時ばくの石又うごきをどりて、つひに中よりわれて兩人のまへにおち居ぬ、二人ともに座を立て、たがひにをがみて入にけり、見る人なみだをながさずといふ事なし、

大鏡卷五公謙段德云、花山院の御出家の本意あり、いみじうおこなはせ給ふ、略中かゝるほどに御験もいみじうつかせ給ひて、中宮にのぼらせたまへる夜、験くらべしけるをこゝろみんとおぼしめして、御心の内に念じおはします、御屏風のつらにひきつけられてつぶとうごきもせず、あまりひさしくなれば、いまはゆるさせ給ふをりぞつけつるそうどものがりをどりいぬるを、はやう院の御護法のひきとるにこそありけれ、ど人々あはれに見奉る、それさる事に侍り、験もしなによる事なれば、いみじきおこなひ人なりともい

でかならずらひ申さん、前生の戒力に又國王位をすて給へる出家御功德かぎりなき御事にこそおはしますらめ云々、

康平記云、康平元年十月三日巳刻、大納言殿令登山給、上達部四人、殿上人十人、諸大夫九人、候御共、略中入夜有御入堂、先行初夜、次御諷誦、手作次源増爲導師、畢給被物、白掛一重、次久住者廿人引卒奉仕御加持、其後有験競事十餘雙、西塔頼昭、東塔鎮證、爲最後、鎮證各有相争之詞、後夜了令下房給、

台記云、康治元年五月十七日、晚頭參南陽房、依召參御前、日没之後幸中堂、僕依召候御所、本寺初夜御修法、初夜了有験競十番、了還御、及曉天云々、

外記日記云、康治元年五月十七日、是日法皇於中堂御覽験競事五雙云々、又云、久安三年六月十九日、是日兩院御覽延曆寺前唐院云々、二十日、今夜兩院於根本中堂、御覽験競事云々、

金葉集第九上雜云、とし久しく修行しありきて、熊野にてけんくらべしけるを、祐家卿参りあひて見けるに、このほかにやせおとろへて、すがたもあやしげにやつれたりければ、みわすれてかたはらなる僧にいかなる人ぞ、このほかにしるしありげなる人かな、と申けるを聞てつかはしける、僧正行方、こゝろこそ、世をばすてしか、まぼろしのすが

たも人に、わすられにけり、

大永年間峯中法則木葉衣所引云、千手山恒例驗競役者之事、

第一番、左方行者觀音房實名、右方行者堯門房實名、

第二番、左方行者房號實名、右方行者房號實名、

第三番、左方行者房號實名、右方行者房號實名、

右爲衆議所差定如斯、年號月日、

紅梅合

高光集云、紅梅あはせに、鶯のすをくひそむる、梅の花色もにはひも、をしくもあるかな、

小袖合

辨内侍日記上云、寶治二年十二月十九日、佛名の夜まゐりたりしに、月いとさえて面白し、
職事ども例の鬼の間にてけんばい、左右の頭中將もこいもこいやす、まゐらす、略中むかしは小袖
あはせといふことこよひありけるなどかたる云々、

小鳥合

中右記云、寛治五年十月六日、今日有殿上小鳥合事、

春村曰、此事を百練抄は寛治五年九月六日とし、皇年代略記は十一月日缺どしたり、ども
に誤りなるべし、

建曆御記下鳥部云、幼主時、小鳥合并鷄鬪常事也、子細無定様、又遣馬部吉上、取小家○一本元
小鳥鷄流例也、如此興遊、幼主御時事歟、

小筥合

流布本伊勢集云、九のみやのみやすどころの御もとにこばこあはせのころ、はこにこら
ばいのつばめるを、入てまゐらせたるに、君がとし、思ひかくれば、鶯の花のくしげも、を
しまざりけり、御返し、みづのえのかたみと思へば、鶯の花のくしげは、あけてだにみず、
春村曰、類從本端書は、九條の御息所の云々奉りたるを、きさいの宮とありて、御返しを
伊勢のうたどしたり、按に誤りなり、又夫木抄卷二鶯二には、九條の宮のみやす所七條
とあり、こは家集よりもよろしげなり、但類從本にも夫木抄にもはこに書端の三字なし

従ふべし、又古今六帖第五帖の條には、御かへしのかたみとおもへばを、おもへどとあり、ことわり協ひて聞えたり、

小弓合

中右記云、寛治三年二月三十日、殿上小弓合、方人、被相定、三月四日、小弓合、左方事始、七日右方事始、二十六日、有、殿上小弓合、
百練抄卷五、寛治三年三月二十六日、殿上小弓合、
長秋記云、保延元年六月七日、有、真卷小弓會、御所被儲、飛泉云々、主上與師仲、令射小弓、給云、入、夜還御、

心競

元真集云、ひさしくこずとてふすべて出ぬ人に、かりそめの心くらべに、あふ事の、命もしらぬ、事はしらずや、○類従本身はまらす、に作れり従ふべし、
源氏物語卷明石云、源氏君明石の上なる、なさけなうおした、むもことのさまにたがへり、心くらべにまけんこそ人わるけれなぞみだれうらみ給ふさま、げにものおもひしらん人

にこそみせまほしけれ、

承暦二年四月廿八日、内裏歌合、跋云、頭辨、みそぎして、心くらべに、かちぬれば、はやくはこまも、見ゆるなるべし、○全文くらべ、馬條にみゆ、

狭衣卷一之上云、わがゆくへをもあまのことだになのらねば、心くらべにてた、あはれにおぼえたまふまゝに、いひなぐさめつゝ、この世のみならぬ契をぞかはし給ひける、
散木集下、恨躬耻運百首、もの思ひの、心くらべの、方うせに、なるともまけじ、たぐひなき身は、

辨内侍日記上、寶治三年正月十五日條云、兵衛督どの、だいはん所にてあひしらふほどに、まことやけふは人うつ日ぞかし、いかゞしてたばかるべきなぞいひて、○中、かぎりなく、ねたくて、しろさうすやうにかきて、つえさきにはさみて、おひつきてつかはしける、少將内侍、うちわびぬ、心くらべの、杖なれば、月みてあかす、名こそをしけれ、
藻鹽草卷十六人馬部條云、どねりこが、ちがふるこまの、あしうらに、こゝろくらべの、みえもするかな、

駒競

蜻蛉日記、榮花物語、承暦二年内裏歌合、藻鹽草等にみゆ、競馬の條に載せたり、

競物名彙卷之下

黒川春村集録

雙紙合

和歌合略目錄云、正子内親王皇女、雀三番造紙合、

袋草紙遺篇上云、後朱雀皇女、正子内親王、造紙合、判者不見講師左四位少將、左銀透宮蓋、入

古今繪七帖、新繪銀造紙一帖、右銀透宮、納繪造紙六帖、新歌繪銀草子一帖、

和歌合略目錄云、從二位親子家、草子合、

金葉集第四歌冬云、從二位藤原親子家のさうし合にしぐれを修理太夫顯季、しぐれつゝ、
かつちる山のもみぢ葉を、いかにふくよの、あらしなるらむ顯季卿集云、二位の白川の
じ、

又第七上戀云、從二位藤原親子家の雙紙合に戀の心をよめる、宣源法師、いまはたゞねら
れぬいをぞ、友にする、戀しきひとの、ゆかりとおもへば、

今鏡卷二みかぢの云、白河院は後三條院の一御子におはしましき略中このみかぢが
日に生れさせ給たるとぞ聞え侍し、又まことにやありけん、御めのどの二位もがんに

参りそめられたりけるとかや、されどもすゑのさかえ給ふ事、この頃までいやまさりに
おはすめり、あしき日に参れりとも聞えざりし、今ひとりの御めのどの、どもつなのぬし
の御は、にていますがりしは、日野三位のひすめにて、世おぼえも事の外に聞え給しか
ども、みかどの五におはしまし、とし、かのめのとかくれられしかば、二位のみならびな
くおはすめり、すぐせかしければあしき日もさはりなかるべし、しかあらざらん人は、
いか、そのまねもせん、從二位親子のさうしあはせとて、人々よき歌どもよみて侍も、い
とやさしくこそきこえ侍りしか、

吾妻鏡卷二十一云、建曆三年正月十二日甲寅、幕府女房等、有雙紙合會、將軍家令判之給云
云、

花鳥餘情第十卷合 云、後拾遺集の詞に、正子内親王繪合の事見えたり、扇あはせ、雙紙合、根
合など、みな歌をもて詮要とせり云々、

さうぶ合

赤染衛門集上云、五月五日右大將殿より、さうぶ合したるあふぎにくす玉をおきて云々、
春村曰、此文既に上卷に載せられたれ、他書は皆菅、蒲、根合とか、或はたゞに根合とか見ゆ

るを、さうぶあはせとあるがめづらしければ、またさらに引載せたるなり、但全文は彼
條に見えたり、

詩合 又號 鬪詩

天德三年八月十六日鬪詩行事略記云、當月一日於御前、被定左右之頭、

左頭民部大輔源保光朝臣、方人刑部卿源爲明朝臣、右近中將源博雅朝臣、式部權大輔藤原
國光朝臣、右近少將藤原兼通、少納言藤原兼家、右衛門佐同忠尹、右近權少將同清遠、左衛門
佐同高光、攝津守同安親藏人、式部少丞源是輔、大内記藤原令茂、修理亮平口口、藏人口珍材、
非藏人藤原佐時、小舍人等也、此外以藏人所衆三人、爲行事也、雜色源兼遠、文章生藤原爲輔、
學生清原元真等也、

右頭右兵衛督源延光朝臣、方人大藏卿源盛明朝臣、左近中將源重光朝臣、藏人頭左近中將
藤原伊尹朝臣、左中辨同文範朝臣、右近少將同助信、左近少將源伊陟、藏人式部大丞大江齊
光、主殿助藤原爲光、右衛門少尉同永保、非藏人同重輔、小舍人等也、行事雜色、紀文利、文章得
業生藤原雅材、文章生同宣雅等也、左右相分之後、被下十事御題也、
日本紀略云、天德三年八月十六日己丑、於清涼殿、有詩合、題十首、
略之、下

扶桑略記卷二十六云、天德三年八月十六日、有殿上詩合、
濫觴鈔云、詩合、村上十四年己未、天德八月十六日、於殿上有之、春村曰、此時の次第は西宮記
しるべ

善秀才宅詩合云、應和三年三月十九日會云々、

左茂能、保胤、藤政、秀孝、橘能、正通、藤賢、在國、高譽、重名、三二、篤信、

右高俊、相如、橘宣、倚平、茂興、保章、源澄、爲憲、高文、兼弘、文慎、如正、〇此間

左講師藤政、右講師橘宣、評定加賀介、篤茂、藤内記、行葛、善秀才、道統、〇

侍臣詩合云、永承六年三月二十七日、國成朝臣依勅獻詩四首題、則兩々書分、令侍臣八人探

取之、給、同題者可相合也、同二十九日、被講件詩、前後結番見詩次第、但无分、左右矣、及講期、勅

國成朝臣、令評勝負、而國成朝臣蒙再三勅命、固辭不申、勝負、〇下

天喜四年六月殿上詩合云、題五首、松月夜涼生、心字、蟬鳴宮樹深、題中、泉石夏中寒、勅、酌、滋綠

草心長、向字、扇裡有秋風、涼字、詩人八人、左、藏人頭右近中將隆俊朝臣、權左中辨資仲朝臣、左

少辨師家朝臣、右衛門權佐隆方、右、左馬頭經信朝臣、右馬頭師基朝臣、藏人左衛門權佐憲房、

文章生藤原季綱、撰者、左大學頭實綱朝臣、右式部大輔定親朝臣、清書、左内匠頭兼行、右中務

少輔公經、〇下

長秋記云、天永二年六月二十日、於八條亭、有詩合事、文臺二、硯、圓座二枚、燈臺二本、儲之、盃
酌一兩巡後、藏人實兼記今日事、題五首、四季雜、着座取孔子、詩自本出五首、是各爲押孔子分
也、左講師篤昌、右講師周光云々、

資實長兼兩卿百番詩合跋記云、建長八年林鐘中旬、以吉槐法印御本書之畢、弘誓院禪閣撰
兩卿作百句、令番之給、始勝負字雖被付之、憚後見給之間被滅之云々、書本主彼禪閣御自筆
也、

土御門順德、後堀川、四條、後嵯峨、五代御侍讀、參議菅原爲長卿真翰也、貞治二年八月日菅
爲綱、

春村曰、上の兩卿は元久詩歌合の作者なり、

詩歌合

長承二年相撲立詩歌合云、

元久詩歌合云、題水郷春望、山路秋行、作者二、詩十九人、内、同人、〇歌十九

右一題二首詠わはせて七十六番あり、春村按に、此御會は後京極攝政の勸進なれど、後
鳥羽院のみけしきに依て、院中に於て興行のおもふきなり、時は元久二年五月中旬な

るべし、此よしは次に載する、明月記和歌部類によりて、粗考ふるところ也、
内裏詩歌合云、建保元年二月二十六日、題山中花夕、野外秋望、作者、十三人略之、
三十六番相撲立詩歌合云、

和漢名所詩歌合云、九條内大臣基家公家詠給之、

右漢名所三十五題、和名所三十五題、一題二首、合せて七十番あり、和漢ともに御自詠なり、嘉禎頃の御作なるべし、按に此他にも建治二年現存三十六人詩歌合、康永二年五十四番詩歌合、權律師守遍詩歌合、文安詩歌合、文明十四年三十六番詩歌合、同十五年將軍家詩歌合あれど、うるさければ省さぬ、

明月記和歌部類云、正治二年閏二月廿一日、今日詩與歌被合可爲興、予申云、不堪物尤可作、一方、但大臣殿令書一紙給、下給衆中、各披見、詩題春日山寺、即事勅新春人座、此歌題山花瀧、水、詩作者、左大臣、右中將有家、定家、長兼、爲長、成信、信定、知範、歌人、左大臣、季經、卿、中將隆信、朝臣、有家、朝臣、定家、朝臣、長兼、業清、信定、各披見之、即詠吟、不堪、兩方極無術、暫入御、々、饌能、季朝臣、予陪膳、季經、卿、被召、御前、被入、閑所、與經、季、又私行之、自余人々依仰、又各酒饌等羞了、及晚頭、雷鳴、以後獻詩、殿下召取之、御清書、信定、又給之書、詩不書、發落句、胸腰句、合、秉燭、以後披講、和歌一首也、但如相撲立、衆議評定之間、雷雨大風、掌燈頻滅之間、格子於内被講了、予和歌被合爲長詩、一首持一首負、

詩被合、信定歌一首勝一首持、是存外也、詩胸句、鳧鐘響近松風夕、鳳輦蹤遺草露春、座中頗被稱無難之由、爲存外、於歌者被處、異樣畢、是亦何爲乎、評定訖之間、雨止云々、人々退下、○下

十二月九日、依寒風無術、雖有召不參、終日偃臥、酉時許有家朝臣重示召之由、秉燭之程、騎馬參法性寺御造作所、詠四首歌、位大臣殿、爲長三、歌隆、隆信、予、以六韻詩四句、被合四首歌、勝負評定畢、夜半許御共歸即退、冬日於山家、即事、勅、歌、山家雪、山家水、山家嵐、山家歲暮、

元久二年五月三日、詩歌合事、達叡聞可詠試之由、有御氣色之由、家長亦有所望氣、同申之、四日、早旦參上、以殿下御書、内々令見家長、御製事也、即持參御所、還出云、若期日延引者、爭不詠哉之由、有仰事、即申此由了、又家長事、昨日同有御許、即書送題了、又大僧正御歌一首、可書入新古今之由、有仰事、仍入之、出御之次、仰事云、欲合親經、必番可負、依爲師匠也者、十日、家長朝臣來臨、殿下詩歌合、於院御所、可被合之處、詩於御所未被講、仍被忘、五日、延引了云々、

十二日、詩歌合事、大略被結番、予可爲御結之由、雖被仰、長兼先度合家隆、今度不可然之由、申云々、僧正御房亦可合資實卿之由、御望云々、仍家隆可合御作之由、申了、有御許、予懇合長兼、今度殊不得風情、定見苦歎、
新古今集第一上云、詩をつくらせて歌にあはせ侍しに、水郷春望といふことを、左衛門督

通光、みしまえや、霜もまだひぬ、あしの葉に、つのがむほどの、春風ぞ吹、
新勅撰集第二下春云、建曆二年の春、内裡に詩歌を合せられ侍けるに、山居春曙といへる心
をよみ侍ける、六條入道前太政大臣、月影の、木すゑに残る、山のはに、花もかすめる、春の
わけぼの、

同第八旅云、建曆二年内裡詩歌合、羈中眺望といへる心を讀侍ける、六條入道前太政大臣、
こえわぶる、山もいくへに、なりぬらん、分ゆく跡を、うづむしら雲、

藤原光經集云、貞應二年三月十七日、前右中辨光俊勸修寺にて詩歌合し侍しに、花開古寺
中と云事を、おのづから、花やあると、とはるらん、ふるき野寺は、住人もなし、軒あれ
て、しのぶぞ青き、白妙の花の下なる、春の山寺、

尺素往來云、巡役之朝飯、明日可令勤仕候、略中、入夜而若無御睡氣者、點蠟燭當座衆議判之
詩歌合興行可爲如何哉云々、

芝くらべ

新撰六帖第六部芝云、九條入道三位知家、駒はなつ、野邊のうなるが、芝くらべ、ながき日く
らす、これやなぐさめ、夫木抄、雑十亦同、

清水濱臣答問雜考卷三云、按芝くらべといふは、うなるわらはどもの、つばな、すみれ、な
どをつみあつめて、おのがどちくらべ遊ぶをいふ、草をたゞかはすといふも同じ事な
り云々、春村曰、この事上巻草合條に

前裁合

日本紀略云、延喜元年八月廿五日甲辰、有前裁合事、扶桑略記、卷廿三亦同、

拾遺集第五部賀云、右大臣源のひかるの家に、前裁合し侍けるまけわざを、うとねりたちは
なのすけすみがし侍ける、ちどりのかたつくりて侍けるに、よませてはべりける、つらゆ
き、たがどしの、數どかはみん、行かへり、ちどりなくなる、濱のまさを、

拾遺抄第五部賀云、光右大臣家に前裁合し侍けるまけわざ、内舍人たち花のすけなりがし
侍るとて、すはまに千鳥のかたなとつくりて侍けるに、よませ侍ける、貫之、たがどしの、
數どかはみる、行かひて、千どり鳴なる、濱のまさを、貫之、集同、

貫之集下云、延長五年九月右大臣殿せさいわはせのまけわざ、内舍人たちはなのすけな
はつかうまつる、類從本作、内藏助多治の、すはまにかける、首略之、歌七、
伊勢集云、式部卿の宮のせんさいわはせに、くさのから、草のから、色かはりぬる、しら露

は、心おきても、おもふべきかな、
康保三年内裏歌合云、八月十五夜大盤所にて前裁合せたまふ、左繪所右作物所、二壺に
わきて植たり云々、

萬代集秋上云、康保三年八月十五夜内裏前裁合に、皇太后宮權大夫博雅、いつもさく、花
とはみれど、しら露の、おきてかひある、けふにもあるかな、○本集には右近中将源博雅朝臣、又けふもそこそ見れどあり、
夫木抄卷十四秋菊部五云、よみ人しらず、いくたびか、霜はおきけん、菊の花、やそしまなが
ら、うつろひにけり、このうたは康保三年十月十七日、○春村曰、八月十五内裏の前裁合に、あさかれひのおましのかたに、やそしまをつくりて、庭に菊を植させ給たりけり、さく
の花にかゝれける歌云々、

清正集云、天曆の御時に、かたわきてせさい合せさせ給ひけるに、中宮の御かたに、花の枝
にてふのかたつくりて、つけさせ給けるに、九重に露をおけばや、花の色のはかの秋に
は、匂ひまされる、もゝしきに、花のいろゝ、匂ひつゝ、千とせの秋は、君がまにまに、

帝王編年記卷十六云、康保三年丙寅八月十五日、殿上前裁合、

榮花物語卷一一月宴云、康保三年八月十五夜、月の宴させ給はむとて、せいりやうでんのおほんまへに、みなかたわかちて、せんさい植させ給ふ、左の頭には繪所別當藏人のせう

しやう濟時とあるは、小一條のもろたゝのおとゝのみこ、いまの宣耀殿の女御の御せう
となり、右の頭にはつくもどころの別當うこんのせうしやうたみつ、これは九でう殿
の九郎君なり、おどらじまけじといどもみかはして、繪所のかたにはすはまをえにかきて、
くさんゝの花おひたるにまさりてかきたり、やりみづいはほみなかきて、しろかねをま
せのかたにして、よろづのむしどもをすませ、大井にせうえうしたるかたをかきて、うぶ
ねにひどもしたるかたをかきて、むしのかたはらにつくもどころのかたに、おもしろき
すはまをゑりて、しほみちたるかたをつくりて、いろゝのつくり花をうゑ、まつたけな
さをゑりつけて、いとおもしろし、かゝれどもうたはをみなへしにぞつけたる、左方、君
がため、花うゑをむ、どつけねども、ちよまつ虫の、ねにぞなきぬる、右方、心して、ことしは
にはへ、をみなへし、さかぬ花ぞ、ど人はみるとも、御遊ありて、かんだちべおほく参りたま
ひて、御ろく様々なり云々、

古今著聞集卷十九草木部云、康保三年閏八月十五日、作物所畫所相わかつて、殿の西の小庭
に前栽をうゑられけり、右大將藤原朝臣、治部卿源朝臣、朝成朝臣、中渡殿にさぶらふ、侍臣
等後涼殿のひがしのすのこに候す、つぎに兩所酒饌をもて男女房にたまふ、夜に入て侍
臣唱歌し管絃を奏す、又高光と永頼に、花の枝にゆひつくとどころの和歌をとりて、よま

せられけり、公卿侍臣に仰て奉らせけり、右大將延光朝臣を題をば奉りける、十五夜翫後庭秋花とぞ侍ける、深更に及て侍臣和歌を奉る、保光朝臣をしてよませられけり、さらに又管絃の興ありて、其後公卿に祿を給はせけり、

元真集云、同年前裁あはせに、神無月を題にて、神な月しぐる、空の、もみち葉は、秋をたむくる、ぬさとちりける、

こゝに同年とあれど、此かみに年號なし、

又云、おなじ八月廿三日、女御の前裁あはせのむしのうた、人しれず、秋のくれぬる、をみなへし、むしのねよりも、尋つるかな、

是より七首かみに、天徳三年のうたあり、

類従本順集云、ある所の前裁合の歌の判ある所に、男女かたわきて、御前の庭のすゝき、萩しらに、しをに、くさのかう、をみなへし、かるかや、なでしこ、萩、なご植させ給ひ、松虫、鈴虫、をはなたせ給ひて、人々にやがてその物どもにつけて歌を奉らせ給に云々、

又云、さのふよりけふまで、の事を書しるして奉りおく、天祿といふ年はじまりてみどせの秋の半、長月の合○古寫本及規子内親王家歌しもの十日に今二日おきて、大井にて書○此四字なの事なり、

春村曰、右流布本には前裁合といふ文なし、又こは規子内親王家の歌にて、其歌合一卷あれど、其文中にも前裁合とは見えす、されど誠に前裁合なりけむ事は、文義によりてよくしられたり、

承暦二年四月二十八日、内裏歌合第二番判詞云、女四宮の前裁あはせにも、さかのを過てあだし野まで行けんも、あぢきなしとこそさだめためれ云々、

春村曰、こは上の順集に、此女郎花の歌はありたゞの朝臣の、さが野を打いで、くらぶ山までもどめありきけんもあぢきなしとあるをひかれしなり、是にても彼内親王家なるは、前裁合なりし事明らけし、

齋宮集云、おなじ日かたわきてせんさいあはせさせ給けるを、雨いたうふりてそのひとどまりぬ、かた人心もどながりければ、女御殿、天の川、さのふの空の、名殘にも、身にはいかなる、物とかはしる、

かみに七月七日にとありて、たなばたのうたあり、

後拾遺集第四上秋云、三條太政大臣左右をかたわきて前裁うゑ侍て、歌に心えたるもの十六人を撰びて歌よみ侍けるに、水上の秋月といふ心をよみ侍ける、平兼盛、にごりなく、ちよをかぞへて、すむ水に、光をそふる、秋のよの月、

兼盛集云、三條のおとゞのおまへのせんさいわはせに、さうわきて歌よむ人めしてよま
せ給けるに、水の上秋月拾遺同、後
類従本重之集云、女房男方として前裁あはする所あり、たゞひとつならずかすさしに女
わらはむたり、なべてやは、色もみえけり、白露の、かすおくかたの、花をまされる、
惠慶法師集云、せんさいわはせのところ、かちまけの、かすには露を、置てやは、花と花と
の色にくらぶる、

詞花集第三部云、白河院鳥羽殿にて前裁あはせをさせ給けるによめる、周防内侍、あさ
なわさな、露おもげなる、萩が枝に、心をさへも、かけてみるかな、

續詞花集第五下云、鳥羽殿前裁合に、前大藏卿行宗、花すゝき、まねかざりせば、いかにし
て、秋の野風の、かたをしらまじ、

金葉集第三部云、鳥羽殿の前裁合に女郎花のこゝろをよめる、春宮大夫公實、あだしの
の、露ふきみだる、秋風に、なびきもわへぬ、をみなへしかな

又同云、鳥羽殿の前裁合にきくをよめる、修理大夫顯季、千年まで、君がつむべき、菊なれ
ば、露もあだには、おかじとぞ思ふ、

後葉集第四上云、白河院鳥羽にて前裁合せさせ給ひけるに、敦輔王、萩のはに、こととふ

人も、なき物を、來る秋とどに、そよとこたふる、

萬代集第四上云、鳥羽殿前裁合の歌、郁芳門院安藝、女郎花、よるなつかしく、匂ふかな、草
のまくらも、かはすばかりに、

又云、鳥羽殿前裁合の歌、修理大夫顯季、秋のよは、人まつとしも、なけれども、萩の葉風に、
おどろかれつゝ、

六條修理大夫集云、鳥羽院前裁合に、越前守家保に給歌二首、左方萩不入、萩が花、ちるも
ちらぬも、おしなべて、さながらおほき、秋の野邊かな、すゝき、秋かせに、なびく薄、とし
りながら、いく度そこに、立とまるらむ、おなじせさい合にいなばのかみにかはりて右
方にたてまつる歌二首、萩不入、秋の夜は、人まつとしも、なけれども、をぎのは風に、おど
ろかれつゝ、さくいる、千年まで、君がつむべき、菊なれば、露もあだには、おかじとぞお
もふ、

讚岐入道集云、鳥羽殿の前裁合きくを、君が代は、菊の下ゆく、谷水の、ながれをくみて、ち
とせをぞまつ、行末は、まだ長月の、菊なれば、久しき秋の、いろとこそみれ、

帝王編年記卷十九云、嘉保二年乙亥、上皇於鳥羽殿有前裁合、
百練抄卷五云、嘉保二年八月廿八日、於鳥羽有前裁合事、

古今著聞集卷十九云、嘉保二年八月廿八日、上皇鳥羽殿にて前裁合ありけり、兼日に方人をわかたれけり、公卿殿上人藏人所衆御隨身にいたるまで左右をわかたれけり、權中納言基忠卿を左方の頭とす、右宰相中將宗通卿を右方の頭とす、此外公卿二人殿上人十餘人相わかれけり、南殿の寢のたつみのすみの南面は女院の御方なり、かしこにての興あり、まづ大殿くわんばく殿左大將あひ分て左方に候し給ひけり、左大臣、中宮大夫、民部卿、右方にさぶらふ、これらは仰によりて當座にわかれるなり、方人、左、右、もんのかみ、公實、藤中納言、基忠、江中納言、匡房、右、さゑもんのかみ、俊實、治部卿、通俊、宰相中將、宗通、みな直衣、大殿は烏帽子直衣なり、まづ右方の人々参りて燈臺をたつ、かねての仰によりて風流にかずさしの具はとゞめられけり、然而燈臺など美麗にて銀のさらをすゑたりけり、せんさい五長櫃、武者所各二人かきて階の西にこれをおく、透長櫃に丹青をほどこしてつくり花をもてかざりたりけり、殿上人方人以下みな布衣なりけり、次に左方をもよほす、花並に掌燈遅々して時刻おしうつりけり、掌燈の具は右方の人に取かくされたりけるにや、頗めんばくなくぞ侍ける、やゝひさしくして、燈臺を殿上の六位して立させたりけり、其後せんさい五ながびつを供す、おのゝにしきのうちしきあり、すはまのうへにませをゆひて、せんさいをうるたりけり、左右おのゝ萩女郎花、薄菊などをもちけり、これ則

今日の和歌の題なりとぞ、左方和歌鏡を疊にしきに付て、鏡のうへに歌をかきたりけり、右方歌くれなるのうすやうに書たりけり、木工助源明國は扇にぞ書たりける、其後方の六位庭中におりて、和歌をとりて御前に置けり、其後講師をめす、左宗忠、右能俊なり、左右の殿上人階をはさめて欄干に候て和歌を講じけり、一番講せらるゝ間、右方むしを籠に入て二籠奉りたりけり、其籠にも歌を付たり、むしの聲々身にしみていと興ある事なりけり、今夜仰によりて左大臣和歌をはんじ給ふ、右方勝にけり、人々退出す、右方猶御前に候して和歌を詠じけるとぞ、中右記に見えたり、○以上刊本多、誤脱今從古本

袋草紙卷三云、鳥羽殿前裁合判者は堀川左府也、件日記云、匡房愚詠の萩歌可有御芳心之由云々、而其座忘却シテ定劣云々、但判者無偏頗、件歌云、アキカセニ、ソヨグオトノミ、タエラケハ、右行宗歌勝、ド、マヅミニ、シムハ、チギノキハ、シルケレ、勝劣立隔歟、執之條如何、匡房歌入は只此許也、古は皆如此、今人は稱嗚呼歟、行宗歌二首入、今一首は合公實卿論又勝云々、三宮被仰云、匡房一合テ勝之條、是如打義家之顔也云々、

袋草紙遺篇上云、十番 同院前裁合、○前文云、白河院、嘉保二年、右勝、判者左大臣、堀河、源講師左、左中辨宗忠朝臣、右、右近少將能俊朝臣、讀師、不見、撰者、同、

八雲御抄卷二歌合判者條云、嘉保、鳥羽殿前裁合、左大臣、俊房

増鏡卷六老の云、六條殿の長講堂も焼にしをつくられて、其ころ御わたまししたまふ、按年に弘安、二五月のはじめつかたより、院のうへひさしの御車に姫宮もたてまつる、出車あまたみなしろきわはせの五ぎぬ、こきはかまおなじひとへにて、三日過ぎていらくの衣ども、ふちつゝじなでしこなどさかへられける、しばし此院にわたらせ給へば、人々たえず参りつとふ、西園寺の殿原なども日ごとに参り給ふ、御壺わかたせ給ひて前裁合ありしにも、をかしうめづらしき事どもおほかりき、龍鳴抄上云、胡蝶ふて破拍子十五反すべし、はてのでうにひやうしあく、一拍子急ひやうし十二ふた拍子の、ちあぐべし、まひのいづるに亂聲、童舞はねきたり、はなもちたり、せんさいあはせにつくりたりとぞしるしたる、舞曲口傳云、胡蝶、童舞、小曲、此曲、延喜六年八月、太上法皇相撲御覽ノ時所造也、一説ニハ、前裁合ニ山城守忠房朝臣作之、禁秘抄上前裁條云、前裁者昔瀧口承之、植萩戸萩云々、草無沙汰、有根樹忌方角、但上古無其沙汰、如何、菊合、前裁合時、植之云々、

袖競

宇治拾遺物語卷五初段云、やましなの道つらに四の宮かはらと云ふ所にて、袖くらべといふ商人あつまるどころあり云々、源平盛衰記卷三十九重衛關東云、既ニ都ヲ出給、三條ヲ東へ賀茂川白川打越テ、栗田口松坂四宮河原ヲ通ルニハ、延喜第四ノ皇子蟬丸ノ、藁屋ノ床ニ捨ラレテ、琵琶ノ秘曲ヲ彈ジ給シニ、博雅三位三年マデ、ヨナヨナゴトニ通ツ、秘曲ヲ傳タリケンモ思ゾ出給ケル、東路ヤ袖クラベ行モ歸モ別テヤ、知モ知ヌモ會坂ノ、今日ハ關ヲ通ラレケル、拾玉集第三云、あはれなり、これも世わたる、庵ぞかし、その山科の、そでくらめイまで、

薰物合

源氏物語梅枝卷云、このついでに、御かたゝのあはせ給ども、おのゝ御つがひして、此夕暮のしめりに心みんと聞えたまへれば、さまゝをかしうしなして奉れ給へり、これわかせ給へたれにか見せんとさこえ給て、御ひとりどもめして心みさせ給、しる人にもあらずやどひげし給へど、いひしらぬ匂ひどもの、すゝみおくれたるが、一くさなどか、いさゝかのどがをわき給て、あながちにおどりまさりのけじめをおき給、かのわが御ふたくさは今ぞどうでさせ給、右近のちんのみかは水の邊になすらへて、にしのをた殿のし

たよりいづるみぎはちかうづませたまへるを、惟光の宰相の子の、兵衛尉はりて参れり、宰相中將とりてつたへ参らせ給、みやいとくるしきはんぎにもあたりて侍かない、いとけふたしやどなやみ給、おなじはうこそはいづくにもちりつゝ、ひろざるべかめるを、人々の心に合給つる、ふかさあさゝをかぎあはせ給へるに、いとけうあることおほかり、さらにいづれともなき中に、齋院の御くるばう、さいへども心にくゝしづやかなる匂ひことなり、じゅうはおどいの御は、すぐれてなまめかしうなつかしきかなりとさだめ給、たいのうへの御は、みくさある中に、梅花はなやかにいまめかしう、すこしはやきこゝろしらひをそへて、めづらしきかほりくはゝれり、このころの風にたぐへんには、さらにこれにまさるにほひあらじとめで給、夏の御かたには人々のかう、心々にいどみ給なる中に、かすかすにもたち出すや、と煙をさへ思ひきこゑ給へる御心にて、たい、荷葉をいくさ合給へり、さまかはりしめやかなるかして、哀になつかし、冬の御方にも、時々によれるにほひのさだまれるに、けたれんもあひなしと覺して、くのえからのほうすぐれたるは、さきの朱雀院のをうつさせ給て、公忠の朝臣のことにえらびつかうまつれりし、百ふの方など思ひえて、よに、すなまめかしさをとりあつめたる、心おきてすぐれたり、といづれをもむとくならずさだめ給を、こゝろきたなき判者なめりとさらひ給云々、

外記日記云、仁平三年三月二十八日、中納言家成卿、於五條坊亭、行薰物合事云々、吉部秘訓抄云、建久三年六月十七日、向相國禪門、栗田口、久不謁申之故也、○中其次被談云、故家成卿、四度有物合、最後有薰物合、親昵公卿十許輩列座、當日期五條亭南庭新立三間四面檜皮葺屋、贊家百人分左右、一方五節、一方祭使、供物母屋庇調度已下、七珍萬寶不知邊際、一方申毛車、一方獻網代車、或置鞍馬十匹引之、或引不置鞍馬、加之如此事不可勝計、爲家主沙汰、公卿侍臣已下、有引出物馬、公卿置鞍、中將奪取顯輔卿分馬退下、是雖侍臣爲聲、無響應之氣、鬱念之故云々、

五月雨日記云、をりからさみだれのころは、猶いほのうちしめやかに、むぐらのみたのもしげに門をどちたるも、かゝるすまゐには心にかなひたる、○中かゝるところにあさぢふみわけてくる人あり、いかなるにかとはせ侍れば、柳營の御もとよりとてふみをさしいだす、ひらきみれば、いづく香あはせの事あるべし、香二種香だゝみしてもていでよ、名をかくして例のどほり判もあるべし、あまりつれづれとふりくらしたるに、かゝる事をもよほし侍るよしをいひて、うちしめり、菖蒲ぞかをる、ほとゝぎす、なくや五月の、といふぞちかきころの香の名にて、これにことつきたるそのおもかけあらむ名をおもひめぐらし侍れども、心にかなふありがたかるべしなど、こまごまどかさ給ひし、御返しは

ことなる事もなかりけり、○中香合といふことにしへよりつたへて、代々の君もすて
たまはず、家々にもこれをこのみ侍る、延喜天曆のかしこき御ときよりぞ、そのしなぐ
さだまれる事侍る、と後普光園殿はかきおかせたまへりける、それぞ今のおきてなるべ
し、歌合、根合、菊合、其はかさうしわはせ繪合なども例はおほかるべし、香合のうちにも薰
物合はなほ世わがりける時よりぞもてあそび侍るなるべし、○以下次
六番香合、判衆儀判、詞後日准后書之、○以下判
文明十一年五月十二日、於東山殿執行之、
六種薰物合云、文明十年十一月十六日、判衆儀詞書山賤、後日書之、○以下
志野宗信家名香合跋記云、文龜のはじめのとし五月下の九日、風流の人々夏の日くらし
かたきなぐさめにとて、たき物あはせなごのためしをおもひ出て、宗信の宅にして名香
の名をあらはさずたゝかはしめ侍りけるにむ、蔚宗が傳へに洪芻が譜をわらはす、と
もにもろこしのふる事よりはじめて、薰物合はわが國のひとつのことわざとして、その
來れる事ひさし、爰に沉水の一くさをもて、ふかさ淺さをさながらわかち、其甲乙をなづ
くる事は、わがりての世にはいたくさこえずもやあらむ、中比より下つかた騷人すきの
あまり、あながちにおとりまさりのけぢめをわくる事になりたるも、興ある事に侍るを、

今はからずして此一巻をひらきみるに、我もとより鼻孔の指南にたへざれば、そのむし
ろにのぞまざるを恨と思はざるうへに、はじめ逍遙よりをはり花の雪の面影まで、さこ
そはとりくくのはひなりけめ、とたちまち聞香悉能知の徳は、みな月の前にそなはれ
りといひつべし、かの兵部卿の宮のしる道にもあらずや、と卑下したまへる、むかしの煙
にはたちかへて、心きたなくも見え侍りぬ、判者の詞は誠にしの、葉草の、かりそめなる
たはふれ事に似たりといへども、正木のかつらながさもてあそびともなりなむかし、鷓
胡班の尾につきて逍遙遊の筆をのこすになむ、

文龜二林鐘下旬

實隆判

宗祇法師筑紫道記云、又の日は碁うち物がたりなどして、夜にいり香などたがひに聞合
て、かはらけよきはどに取かはし、いとこゝ心とゞまり侍れば、つとめて心空に立おるに云
云、

道具競

拾遺狂言記卷五 續 云、罷出たる者は、此邊りに住居いたす者でござる、此間のあなたこな
たにお道具くらべはおびたしい事でござる、それにつき此度はよろひをくらべさせ

られうとある、身どもの内によろひがあるか存せぬ、まづ太郎冠者にたづねうと存する云々、

鷹合

延徳元年八月十四日、前安房守津守氏昭記云、昨日十三日鷹合祭也、鷹合堂別當分ノ膳持來饗、盛一、バ、イ、桓、ア、リ、三、升、五、盛、ノ、餅、五、ハ、イ、、菜汁各、小、カ、ハ、ラ、ケ、、白酒一升、歟、當年口得ノ經營ナリ、使ニ料足四文出佳例也、幸千代、十五、オ、ク、ハ、セ、ハ、ジ、メ、其外家中上下祝了、是ハ鷹合堂別當職分一膳、毎年今日持來、幼少之間、近年所務等、是ハ納後ニ成仁之時、加様之物モ坊へ可納、上古モ自然幼少之時ハ是ハ納由ナリ云々、

春村曰、此鷹合と又下に載する拍子合は其事柄たがひたれど、その名目物あはせに似たれば、益なき筆をつひやせるなり、

寶競

狂言記卷四粟田口云、罷出たるは、遠國の大名、太郎冠者あるか、おまへに、ねんなう早かつた、此中のたからくらべはおびた、しい事ではなかつたか、中々おびた、しい事で

ござりました、いづれもの寶にまけいで、うれしいな、いやも私らていまでがうれしうござりまする、それよそれよさりながら、明日はあはた口をくらべさつしやれうとある、してそれがしが寶のうちにあはたぐちといふものはないか、されば殿様の七萬寶のたからのうちに、あはた口はござりませぬ云々、
續狂言記卷二笠の云、まことに天下をさまり、あなたこなたの御參會おふるまひ、おびたしい事でござる、それについて此度は、目の前にさどくの見ゆるたからをくらべうとあるが、それがしが藏のうちにあはたぐちの寶があるか存せぬ尋ねませう、やいやいや太郎冠者あるか云々、

丈競

北山抄卷十功過事云、所司勘文、皆勘前任功過、謂之、多計、久長部、隨其増減、所定也、
江家次第卷四功過事云、一人書定文、不與、狀事、謂勘解由大勘文也、欲讀證帳、而申多ケクラベト也、此狀所載留國官物等也、後司勘文、取前司披陳詞、右載之、

又云、隨議定注過之有無、欲讀、前狀、先云、注爲明前後也、

砂石集卷一上出離事云、智門ハタカキヲスグレタリトシ、悲門ハクダレルヲタヘナリト

ス、ヒキ、人ノタケクラベハ、ヒキ、ヲカチトスルガ如シ云々、
 曾我物語卷八原段云、さても御れうはうき島が原に御ぎのよし承り、そが兄弟もいとぎ
 おつゝき奉りぬ、うき嶋が原をとほりけるに、かの原の昔は海にてありけるに、大こくよ
 りあし高といふ山、ふじとたけくらべせんとて来りけるを、ごんげんけくづし給ひけれ
 ば、その山うみにうきて今のうき嶋が原になりけり云々、
 名所方角抄云、足高山、富士より東にあり、此山は唐土の山となり、富士に岳くらべせんと
 て日本へ来るを、足柄の明神けくづさせ給ひて、富士よりひきしと云なり云々、

力競

古事記上大國主神云、其建御名方神、千引石、サ、ケテ、タナシエニ手末而來、言誰來、我國而恐々、如此物言然
ヒエン、チカラクラベ、欲爲力競、故我先欲取其御手、故令取其御手者、即取成立氷、亦取成劍刃、故爾懼而退居、爾
トランド欲取其建御名方神之手、乞歸而取者、如取若葦、搯批而投離者、即逃去、
 垂仁天皇紀云、七年秋七月己巳朔乙亥、左右奏言、當麻邑有勇悍士、曰當麻蹶速、其爲人也、強
 力以能毀角申鈎、恒語衆中曰、於四方求之、豈有比我力者乎、何遇強力者、而不期死生、頓得
チカラクラベ、ヒエンコトヲ、爭力焉云々、

新撰字鏡卷十部オ云、拵、紅垂反、誠力也、擣、扛古雙也、拵也、

字鏡集部手云、拵、チカラ、又、力部云、拵、チカラ

曾我物語卷一河津段野云、瀧口たまたぬをのこにて、くびをとるかどらるゝか、力はほか
 にもあらばこそ、いざやおののおさかなに、ちからくらべのうですまふ、一ばんとらんと
 いふまゝに、さじきをたちひたゝれをぬぎ、何事の候べきしやあばらばね二三まい、つか
 みやぶりてすつべき物をとて、つゝと出けり云々、

同卷六朝比奈五郎云、かくてあさひなの三郎まひもすぎぬれば、五郎が立たるまへ
 のしやうじを引あけみれば、あんにたがはずときむねは、四天王をつくりそんじたるさ
 まにて、ふみしかりてぞ立たりける、あさひな狂言にとりなして、客人にましますぞや、こ
 なたへいらせ給へとて、草すり二三間むすどゝり、引けれどもすこしもはたらかず、ばん
 じやくなりとも、よしひでが手をかけなば、うごかぬ事や有べきと思ひ、力にまかせてえ
 いやゝと引けれども、五郎はものとも思はねば、ひくともなくひかるゝともなく、あざ
 わらひてぞ立たりける云々、

使合

今鏡卷五つちひな合ひなの段中云、かのみかどくらゐおりさせ給しかば、皇太后宮にわがらせ給へりき、このゑのみかどの御時も、母后にて内になほおはしましき、中宮と申しときこのゑのみかどの春宮におはしまし、に、ふたみやの女房たちつねにきこえかはして、をしきことゝもはべりけるに、ふみのつかひいかなるものに侍けるにかわるしとて、はじめはくら人を東宮よりやられたりければ、返事又少將ためみちしておくりたりけり、其かへりごと春宮より公通の少將もちておはしたりけり、かやうにするはとに、左のおとど中宮の女房のふみもちてわたり給たるに、春宮の女房なげきになりて、みやづかさなと、いかせんするとさまふ、ものなげきにしあへるに、傳の殿のおはしましたるは、この宮人におはしませば、ことづてにてこそあれなと、いへども、からくしまけてわぶるはとに、關白とのわれつかひせんとしてふみか、せて、中宮の御方にわたらせ給へるに、女房みなかくれてこゝろ得てさしいでねば、どかくしてうちかけてかへらせ給ひぬ、中宮にはまたこれにまさるつかひは院こそおはしまさめとて、かゝる事さふらへとて、うちの御つかひにやありけん、どうの中將とて、のりながの君、とばの院六條におはしまし、に申されければ、いかにも侍るべきに女房のとりつぎてせため侍れば、えなんし侍るまじきと申させ給ひなとてありとさ、侍し、のちにはいかゝなり侍りけん、

角合

百練抄卷八云、治承二年六月十九日、上皇御所、有角合事、天下營只在此事、
 山槐記云、治承二年六月十九日、今日於院、有火、打角合云々、一方公卿殿上人僧並四十餘人、一方北面下臈等也、公卿方作鉅海、浮銀船、都合銀二千云々、其内納角、北面下臈、厨子一脚上、置銀手箱二合納之、此事近日天下經營、諸人愁歎、或下知庄園、切生牛角數十、適雖持來、稱下品、弃之、罪業之因緣之由、或人來談也、○案火打一、一本作大弁、疑大牛誤、

鳥合或作鬪鷄

三代實錄卷四十一云、元慶六年二月二十八日辛丑、天皇於弘徽殿前覽鬪鷄、
 前太平記卷三云、其比承平七年洛中ニ鬪鷄ヲ弄ブ事昌ニシテ、老若不別是ヲ興セリ、去三月四日禁裏ニテ十番ノ鬪鷄有シヲ、七八九歳ノ童共ガ見學テ、時々是ヲ蹴合セシガ、次第ニ事夥ク成テ、家々ニ五十羽三十羽ヅ、飼立テ、四本柱ヲ立テ土俵ヲ雙テ、相撲場ノ如クニ補理テ、日々ニ是ヲ結構ス、サレバ我人ニ負ジトテ、蹴爪太ク逞シキ雞ヲ求メケル程ニ、金銀ヲ費シ家業ヲ忘レ、或ハ是ヲ求兼テハ他人ノ雞ヲ盜取、果ハ口論鬪諍ニ及ブ、此時田ヲ

一反ヲ以テ一雞ニ易タリ、既ニ事達上聞攝政宣ケルハ、傳聞唐ノ王勃幼ニシテ有逸才、文辭ヲ善ス、高宗召テ爲博士、寵恩甚重シ、是時譚王闘雞ヲ弄ブ、王勃沛王ノ爲ニ戲レニ作文テ、英王ノ雞ヲ撒ス、高宗怒テ謂ク、是且交構ノ漸也トテ終ニ王勃廢セラレ、劔南ニ客タリキ、今闘雞ヲ好ム者誅之バ、洛中ノ人民一人モ無免トテ、則堅ク相觸テ、此興行ヲ被止、雞ヲ悉ク山々ニ放タレタリ、

春村曰、こは次に載する天慶元年のを誤り傳へたるなるべし、

日本紀略云、天慶元年三月四日、於御前有闘雞事、十番爲限、

又云、寛和二年三月七日乙亥、東宮有闘雞事、八、十

春村曰、此事外記日記同文、蓋作以十番爲限、可從、

榮花物語卷八初花云、三月ばかり三〇寛弘花山院には、五六宮をもてはやし聞えさせ給とて、どりおはせ給てみせたてまつらせ給、おやはらの五のみやをばいみじうあいしおぼし、むすめばらの六のみやはことのはかにぞおぼされける、かゝるほどに世の中の京わらべ、かたわきてとりとくの、しり、人の國までゆきていさかひの、しりけり、かゝるいまめくこといをも、どのきこしめして、かいひそめておはしますこそよけれ、いでやとおぼしき、たてまつらせ給ふほどに、おんのうちのありさまおきてさせ給ふこといも、い

とおぼろおぼろしういみじ、その日になりぬれば左右のがくやつくりて、さまさまの樂舞なぞと、のへさせ給へり、どの、君だちおはすべう御せうそくあればみなまゐり給、さるべきとのばらなぞもまゐり給て、いまはこといもなりぬるきはに、このどりの左のしきりにまけ右のみかつに、むげにものはらたしう心やましうおぼされて、たゝむつかりにむつからせ給へば、見さ、給ふ人々も心のうちをかしうおぼしみたてまつり給けり、左よろづにおぼえむつかりてことなるもの、はえなくてそれにけり、いとこそをかしかりけれ、

春村曰、上件の前太平記は、此時の御事をも混じたる謬説なるべし、

百練抄卷四云、永承六年三月廿四日、禁裏有鶏合、以木造之、以造様勝爲勝、盡其美、

五月五日、禁裏有根合、蓋鶏合後宴也云々、

後冷泉院根合云、永承六年五月五日、内裏に菖蒲の根合ありけり、此事去三月晦日、堪能の上達部一兩殿上人等をめして弓の勝負ありけり、又鶏合も有けり、その勝負なきによりて、菖蒲を合て勝負を決せられける也云々、

中右記云、寛治八年正月廿八日早旦參内、於殿上小庭、御覽闘鶏、數刻無勝負、各可謂翹楚之歟、

又云、二月廿八日、午後與源中將參內、於殿上小庭、御覽鬪鷄、
又云、嘉保三年三月十三日、

百練抄卷五云、永久五年五月廿九日、內裏有鬪鷄鬪草、

長秋記云、保延元年三月三日、女院有鬪鷄事、左方限合之、摸臨時右頭經宗依病不參之故也、

百練抄卷七云、保元三年二月十三日、於弘徽殿壺、有鬪鷄事、月卿雲客、爲左右念人、有勝負舞、

玉海云、承安三年三月廿二日、或人云、明後日別當成親可鷄合云々、

又云、同四年二月六日癸亥、今曉有行幸於院、法住寺殿御方違云々、明夕可有還御云々、可有

鷄合并亂舞等雜遊云々、

琉球神道記卷五云、中ゴロ小松ノ内府重盛一門ノ榮衰ヲ本宮ニ祈ラル、徑ニ驗アリ、別當

湛増ハ赤白ノ雞合ニ、源平ノ勝負ヲ新宮ニ占シニ、立地ニ靈アリ云々、

明月記云、建久九年二月十九日、一日於鳥羽殿、先競馬次俄鳥合、取聚近邊老若分方云々、老

方大納言負、仍爲負態、渡御久我事了、又還御鳥羽、又鳥合若方負、爲其負態云々、

又云、建永元年八月六日、入夜參上、少將忠清來、觸人々云、殿上人各可尋進鷄、小番也明後日

可被合、壯年之輩、明曉打出、赴遠路、可取之由相議、

八日、出御城南寺鳥合、予所進一勝、存外勞飼明日可進由有仰、

九日、午時許參城南寺、相具出御之後、小々被合鳥、小時御于此社頭御所、忠清、清親、童部口被
合鳥、小番又被合勝鳥、所進鳥二勝、被合鳥四遂、不北云々、存外事歟、

又云、同二年三月三日、相具爲家參院、自中山還御之後、依所勞退出、推參馬場殿、可伺鳥合由
示合歸來、

吾妻鏡卷十八云、建永二年三月三日戊寅、於北御壺有雞鬪會、時房朝臣、親廣、朝光、義盛、遠元、
景盛、常秀、常盛、義村、宗政、等爲其衆云々、

明月記云、元仁二年三月三日、御所有鬪鷄、

吾妻鏡卷三十八云、寶治元年三年三月丙辰、營中有鬪雞會也、此間若狹前司等聊喧嘩、

辨内侍日記上、建長元年三月條云、三日の御鳥合に、ことしは女房のもあはせらるべしと
さゝしかば、わかき女房たち心つくしてよきとりども尋られしに、宮内卿のすけどののは、
爲教の中將が、はりまといふ鳥をいださんなどありし、萬里小路大納言のまゐらせら
れたる、あかどりのいしとさかあるが、けいろもうつくしきをたまはりて、あきつばねに
はこらかしておきたるを、もりありといふ六位が、そのとりきとまゐらせよといふ、かま
へてとりなごにあはせらるまじきよしよくいひてまゐらせつ、とばかりありてか
ためはつふれ、とさかよりちたり、尾ぬけなごして見わするほごになりてかへりたり、お

ほかたおもふばかりなし、今はゆゝしき鳥ありともなにゝかはせん、たまはりの鳥なればきくもいみじからむとこそおもひしになど、かへすゝこゝろうくて辨内侍、われぞまづねにたつばかり、おぼえける、ゆふつけ鳥のなれるすがたに、三日御鳥合なり、御所もひろ御所へいでさせおはします、冷泉大納言、万里の小路大納言、左衛門督、三條中納言、公親、頭中將、公保、伊豫中將、公忠、すけやすの中將、藏人はのこりなし、はつゆきなるあかみくろなぞいふ鳥ども、かねてよりふせごにつきて、おのゝあづかりて丁子じやかうすりつけたきものなぞして、いづれかにほひうつくしきとぞあらそひし、みすのうちより出されしかば、万里小路の大納言たまはりておはせられし、ゆゝしかりし君なり、ひよひよより御所に御手ならさせおはしまして、かひたてられし、いみじさばかりにてこそ侍れ、御とりがらはあやしげなればかたせんとて、それよりおとりたる鳥どもにわはせられしもをかし、公忠公保がとりわはせしをり、伊豫中將がとりそらをとりますとて人々わらひしに、冷泉大納言ひさかたのそらをとりこそをかしけれとのたまへば、公忠こそといひたりしをかしくて辨内侍、雲むとは、なれさへしるや、久かたの、空おとりする、鳥にもあるかな、

後深心院關白記云、永和元年三月三日、禁中有鶏合、

長祿二年以來申次記下云、三月三日、御鳥合在之、略、中

一御鳥合之事、御對面相過候て、常之御所へ還御成て、御西向之御かゝりにて、簾中より被御覽、其時は御供衆、申次衆、平中門より參候て、庭上に伺公候也、番頭も、同庭上に伺公候而、鳥合過候へば則各退出候也、

一御鳥之事、毎年五ヶ番番頭よりまゐる、其外には御牛飼持參申候間仍三つかひ也、頓而御牛飼是をわはする也、

二水記云、永正二年三月三日、節日自他珍重珍重、早且於東庭鶏合、

又云、同十四年三月三日、於東庭闘鶏如常、

又云、同十五年三月三日、於東庭闘鶏如常云々、

殿中申次記云、三月三日、一闘鶏被御覽之、殿中日記、如此認之、

一鳥合無之、十七年ニハ鳥合無之、

年中定例記云、三月三日、御對面前のごとし、御對面以後鶏合あり、三番五ヶ番より一はづつまゐらせらるゝ、今一は御牛飼持參、やがて彼者わはせ申候、

資勝卿記云、寛永九年三月三日、禁中闘鶏有之、

又云、同十四年三月三日、仙洞へ伺公候へば、鶏合御見物にて番所に待申候、

和名類聚抄卷四雜藝云、玉燭寶典云、寒食之節、城市多爲鬪鷄之戲、此阿波世、止利阿波世、禁秘鈔云、出納三人、是藏人方一切奉行者也、夜陰外不衣冠、又候御壺體事無先例、堀川院御時、如鳥鬪被召連、猶不甘心事也云々、

塵袋卷三云、ニハトリヲアハセ鷹ヲアハスルニハ合ノ字ヲ用歟、

トリアハセ草アハセニハ鬪鷄鬪草トカク、鷹ヲアハスルニハ擲字ヲ用フ、モ、タヒアハセテシトノコル、百擲無一遺、ナドフルクモ云ヘリ、

ニハトリアハセヲ三月三日スルハイカナル心ゾ、本説アリヤツバビラカニ其故ヲシラズ、寒食節令鬪鷄ト云事ハ初學記ニモ見エタリ、中コノ寒食ニニハトリアハスルユエハナホオボツカナシニハトリハ陽ノ精ニシテ火ニカタドレリ、サレバ火ヲニクムトキニアタリテコノトリノイタハリヲ思ハズ、アハセテチカラヲモ、ツカラカサント云フ心歟、子推ガシヌルコトハ五日ナレドモ、節日ナレバ三日ニヒキアグル歟、又寒食三ケ日ノヨシニテ、初日ニトリヲアハスル歟トモオボユルナリ、

世諺問答云、鷄合と申侍る事は何のゆゑにて侍るぞや、

答、もろこしのことにてや、明皇と申御門、たはぶれに鷄を鬪はしめ給ひしに、ほどなく位につき給ひしより、小兒五百人をゑらみ治鷄坊といふ所をたて、鷄をかはせられしとか

や、又かの明皇は乙酉のとし生れ給ひしゆゑ、鬪鷄をこのみ給しよし、東城老子傳と申ものにてみ侍りし、

木工權頭爲忠朝臣家百首雜云、作者名略之、

春雨に、みのげぬらして、ぬる鳥の、ふせごをかさに、着てかへるかな、

からしふく、こがねうづらの、はねおもに、かちふせごをも、つきてけるかな、

咲花も、なく鶯も、はるははなを、どりあはせたる、ころにもある哉、

はごくみて、わがそだてたる、ひなどりの、こはいちよちぞ、にげぬつかふな、

春雨の、なごりの庭に、ぬるとても、あはするどりの、みのげたつらむ、

さりと、も、どはねにしはふく、あか鳥の、まくるけしきの、からげなるかな、

おぼつか、な、いづれの鳥か、かけにけむ、あこえのかね、どはねの、からし、ど

ぬりおきし、どりの、はがひの、からしゆゑ、からくもまくる、君が、かたかな、

開元天寶遺事下素李林甫爲性狼狽、不得士志、每有所行之事、多不協群議、而面無和氣、國人謂林甫精神剛戾、常如索鬪鷄、

なぞ合

小野宮右衛門督家歌合云、をの、宮の右衛門のかみのきむだちの物がたりよりいできたりけるなぞあはせ、左をきうすやうひとかさねにかきて、松の枝につけたり、かくなむ、我ことは、えもいはしろの、むすび松、ちとせをふとも、誰かどくべき、右はむらさきのうすやうひとかさねにかきて、あふちの花につけたりしはかくぞ、おくていねの、今はさなへ、とおひたちて、待てふるねも、あらじとぞ思ふ、かくえとかぬをば、おのがかたかたにどかせてかちまけをさだむるに、人の心いづれも、おなじやうなりければ、いとよくときつゝ、持にてあはせ、たるにあり、なかにかしこくもあらぬことに思ひあなづりたるにやありけん、えたしかにどかず、右かたにかずひとつさ、れてまけぬ、枕草紙春曙抄七、猶世にめでたき物條云、人のなぞ、あはせしけるところに、かたくなにはあらでさやうの事にらう、しかりけるが、左の一番はおのれいはんさおもひ給へな、たのむるに、さりとともわるき事はいひ出じとえりさだむるに、其詞をさかむいかになとどふた、まかせて物し給へ、さまでいと口をしうはあらじといふをげにどおしはかる、日いとちかう成ぬれば、猶この事の給へひさうにをかしき事もこそあれといふを、いさしらすさらば、なたのまれぞなむつかれば、おぼつかなしとおもひながら、其日になりて、皆かた人のをとこ女むわけて、殿上人なとよき人々おほく居なみてあはする

に、左の一ばんにいみじうよういしもてなしたるさまの、いかなる事をかいいいでん、見えれば、あなたの人もこなたの人も、こゝろもどなく打まもりてなぞ、といふは、せいと心もどなし、天にはりゆみといひ出たり、右のかたの人はいとけうありと思ひたるに、こなたのかたの人は物もおぼえずあさましうなりて、いとにく、あいぎやうなくて、あなたによりてことさらにまけさせんとしけるをなとどかたときのはとにおもふに、右の人をここに思ひてうちわらひて、や、さらしらすと口引たれてさるがうしかくるに、敷させ、とてさ、せつ、いとあやしき事、是しらすぬもの誰かあらむ、さらにかずさすまじとろんずれど、しらすといひいでんはなとてかまくるにならざらんとて、つぎ、このも此人に論じかたせける、いみじう人のしりたる事なれど、覚えぬ事はさこそはあれ、何しかはえしらすといひしと後に恨られて、罪さりける事を語出させ給へば、おまへなるかぎりはさはおもふべし、口をしくおもひけん、こなたの人の心ちきこしめしたりけむ、いかににかりけん、なとわらふ、これはわすれたる事かは、みな人しりたることにや、拾遺抄第十雜部云、なぞ、がたりし侍けるところにて、曾禰好忠、我ことは、えも岩代の結び松、千とせをふとも、たれかどくべき、

實方朝臣集云、小一條殿の人々なぞ、物がたりす、かたすまけずの、花の上の露とい

ひけるに、すまひ草、あはする人の、なければや、

春村曰、拾遺抄實方朝臣の歌どもは、なぞく合とは見えざれども、其意をよく考ふるに、猶あはせられし事と聞ゆ、此ほかにも保延元年六月七日長秋記に、於院有和歌、略中不讀應製臣上字事畢有連歌并なぞく物がたりの事等云々、と見えたるもおなじ、又散木集第七戀部に、ある人のもどになぞく物語をあまたつくりてどかせにつかはしたりけるを、ことざまにときたりけるを、又つかはすとてよめる、いかでも、とおもふ心の、みだれをば、あはぬにとくる、物とやはしる、とあるのみは合せたる事は聞えず、

瞿麥合

忠家卿眞蹟東三條院瞿麥合云、皇太后宮歌合、東三條院御時題瞿麥、歌人、兼盛、能宣、東三條院、以下群書七月七日皇太后宮になでしこあはせさせ給ふ、左頭少輔内侍、山の井の中將おぼるよ、類從本無右頭少將のおもと、四位少將とちよ、類從本さうぞくは、左の頭類從本くれなるのあやのひとへがさね、なでしこのうすもの、ほそなが、うすもの、ぢずりのも、あかいろにふたあゐのおりもの、からぎぬ、かたびと、なでしこのあやのひとへがさね、ふたあゐのからぎぬ、いろずりのも、すはま御前にかきいづる、

わらは四人、ときひとへがさねのあこめ、うすもの、ふたあゐがさねのかさみ、あやのうへのはかまきたり、右はあをいろに類從本すはうがさね、方人は、くちばなどなり、左のすはまちひささませゆひて、なでしこふたもとばかり類從本植たるにゆひつけたる、

なでしこの類に、けふは心を、かよはして、いかにかすらん、ひこぼしの空、

時のまに、かすとおもへは、たなばたに、かつをしまる、なでしこのはな、

すはまのつるのくびにゆひつけ、た類

敷しらぬ、まさをふめる、あしたづは、よはひを君に、ゆづるとぞみる、

るりのつばに花さしたる、だいのしきものにあしでにてぬへる、

なでしこの花のかけさす、川べには、みどりのいろも、見えすぞ有ける、

おなじすはまのなでしこにつけたる、類

たなばたや、わきてそむらん、なでしこの花のこなたは、色のまされる、

むしのこにつけたる、

松むしの、しきりに聲の、きこゆるは、ちよをかさぬる、心なりけり、

みぎのすはま類にませゆひてなでしこおぼく類をうるたり、そのませにはひたるいもつるのほに、

萬代に見るともあかむ、色なれや、わがまがきなる、なでしこの花、
このすはまのこゝろはにみづでにて、

かねもり

とこなつの花もみぎはに、咲ぬれば、秋まで色は、ふかく見えけり、

よしのぶ

かねもり

ひさしくも、にはふべきかな、秋なれど、猶とこなつの花といひつゝ、

たなばたひこぼしくものうへにあり、またつりしたるかたなせあり、すはまのすさきに

水てにて、

よしのぶ

ちぎりけむ、心ぞながき、たなばたの、きてはうちふす、とこ夏の花、

よしのぶ

ぢむのいはおく、ろばうをつちにて、なでしこをうゑたるにつけたる、

代々を経て、いろもかはらぬ、なでしこも、けふのためとぞ、匂ひましける、

左

かちわたり、けふぞそふべき、天の川、つねよりことに、みぎはおとれは、

右

天の川、みぎはこよなく、まさるかな、いかにしつらん、かさゝぎのはし、

春村曰、右は群書類従卷二百二十六に収むる本をもて訂し載せつ、猶古今著聞集卷五
段五にも載せて、頗異同あり、按に東三條女院は圓融院の御后、關白藤兼家公第二女、寛和
二年七月五日皇太后、正暦二年九月十六日院號、長保二年閏十二月二十二日崩じ給へ
り、此歌合は寛和六年七夕に係れり、

夫木抄卷十一秋云、寛和六年七月七日、東三條院瞿麥合、兼盛、なでしこに、けふは心を、かよ
はして、いかにかすらむ、ひこぼしの空、能宣朝臣、時のまに、かすとおもへば、たなばた
に、かつをしまるゝ、なでしこの花、此歌事書にいはい、左すはまちひさきませゆひて、なで
しこ二はんばかり植たるにゆひつけたると云々、

同すはまのなでしこにつけたる、よみ人しらす、たなばたや、わきてそむらむ、なでしこ
の、花のこなたは、色のまされる、能宣朝臣、契けむ、心ぞ長き、棚ばたの、きては打ふす、床
なつの花、此歌詞云、七夕ひこぼし雲の上にあり、又つりしたるかたなせあり、すはまの洲
崎にみづてにてと云々、

元真集云、大將殿の女御のなでしこあはせに、もゝしきに、うつしかへずて、とこ夏に、よ

をへてたえぬ宮をみるべき○按に此歌類従 山かつの、かきねは夫木をせばみ、おひそめて、色
ともみゆや、なでしこの花、

按に、夫木抄卷九三夏にも、家集なでしこ歌合、とてあり、

中務集云、三條女御なでしこあはせし給ふに、あしたづの、をれるはまべの、なでしこは、
ちよをや色も、ひ引はそちち類には染らむ、かきはなる、やまとなでしこ、色ふかき、けふやこふてふ、人
をまたまし、なでしこの、花の色かけみる類する、河なみは、いづれのかたに、心よすらん、なでしこ
の、花さきをむる、夏の野に、けふひぐらしの、聲の類や聞ゆる、

此歌も夫木抄卷九に、なでしこよみ人しらすとてみえたり、按に大將女御三條女御と
あるも猶東三條院の女御のほかにや、御父の兼家公は東三條と稱したるうへに、左大
將をかけ給へりき、されど又考ふるに、同じ圓融帝の后なりし、三條關白太政大臣頼忠
公の御女選子かともおぼしきなり、頼忠公も大將にて此御女を、作者部類に三條太皇
太后宮とあれば也、但年月はいつなりけん猶かさねて考ふべし、

權大納言公任卿集云、七月七日藤つばの撫子あはせに、人讀半都滿字斗たりける、
たなばたの、秋のよをへて、撫子の、花をぞけふは、あはせつとみよ、
按に藤壺は後一條帝の中宮、御堂殿第三女威子なるべし、

能競

下學集下門態藝云、能競

萩花競

相如集云、一品宮梅つばのはぎの花くらべさせたまひしに、くらぶれど、まさらざりけ
り、花ながら、この宮城の、萩の下ばは、

百和香合

夫木抄卷六六春云、永保三年准后倫子家侍百和香合歌、岩つゝじ、良暹法師、しりぬらむ、み
よの佛の、いはつゝじ、いはねごおもふ、こゝろふかさを、

鳩合

明月記云、承元二年九月二十七日、夜半許西方有火、望之煙甚細高、朱雀門燒亡云々、末代滅
亡、悔哭而有餘、

二十八日、傳聞、常陸介朝俊、取松明昇門、取鳩歸去之間、件火成此災、近年天子上皇好鳩給、長房卿保教等、本自養鳩、得時而馳走、登舊塔鐘樓、求取鳩、此事遂以滅社稷、嗟乎悲哉、
吾妻鏡卷十九云、承元二年十月二十一日丁亥、東平大重胤、號東遂先途自京都歸參、即被召御所、申洛中事等、略○中、去月廿七日夜半、朱雀門燒亡、常陸介朝俊、朝隆卿末孫、弓馬相撲達者、取松明昇門、取鳩子歸去之間、件火成此災、凡近年天子上皇、悉令好鳩給、長房保教等、本自養鳩、得時號殊奔走云々、依彼門燒亡、去五日射場始延引云々、

明月記云、建曆二年七月十日、今日前大納言實輔卿、於西坊城泉口、鳩合負態云々、
又云、同年十二月類作十月十日、今日於馬場殿、有鳩合負態、左金吾經營也、其風流只金銀錦繡、盡善盡美云々、

花合

永承五年正子内親王繪合云、はるの日のつれづれにくらすよりは、つねならぬいせみごとをおまへにこらむせさせばや、むかしよりきこゆる花あはせなとは、ちりてふるさねにかへりぬればにはひこひしく、草あはせとかはたづねてもとのところにかへしやればなごりうるさし云々、

長秋記目錄云、承德二年三月二日、依召參内、明日中宮御方花合云々、望夜聞延引由、

新千載集第二下春云、長治二年閏二月、中宮花合によみ侍ける、權中納言國信、手折もて、宿にぞかざす、さくらばな、梢は風の、うしろめたさに、

散木奇歌集第一部春云、堀川院御時、さいの宮の御方にて、かたをわかつて花ををりにつかはして、御前のいづみにたてならべて、歌よませ給けるによめる、吹風をいとひてのみも、すぐすかな、花みぬ年の、春しなければ、又人にかはりて、九重に、うつさゝりせば、山ざくら、ひとりやこけの、うへにちらまし、

十訓抄上四段十云、堀川院御時、中宮の御方にて、花合と云事有けるに、越前守仲實が歌に、玉の身と云ことをよめりけるは、いまゝしき事と人申けるは、せに、宮やがてうせ給ひにけり云々、

古今著聞集卷十九段十八云、順徳院御時、内裏にて、花あはせ有けり、人々めんくんに、風流をほどこして、花奉りけるに、非藏人孝時、大なる櫻の枝を、兩三人してかゝせて、南庭の池のはたに、ほり立ちたりけり、簡を付て、大花とかきたりけり、此事は、孝道がたうは、みな鼻のおほきなるによりて、院の仰にも、鼻がたうとぞありける、これによりて、大花と簡を付たりける、比興のさたにてぞ侍ける、

藤原光經集云、内裏女房花合にまけて、花にさしていだすべき歌こひ侍しかば、吹風も治れる世は、音もせで、のどかに匂ふ、花ざくらかな、
山禮記云、應永十九年七月七日、於葉室御花合如例年、御方ヨリ一瓶盆ニスエテ□□今夜御樂アリ、

鶉合

尺素往來云、五月五日賀茂競馬并深草祭、上下之見物、鶉之鬪鳥、可有此時歎云々、
春村曰、此文に據て考ふるに、上卷に載する鶉合も、疑ふらくは鶉の寫誤なるべし、鶉字を鶉とかける本もあるうへに、鶉は飼鳥とせし例も見えねば、とにかくにおぼつかなし、

琵琶合

順徳院御琵琶合云、一番左末濃、右井手、二番左木繪、右小琵琶、三番左花園、右狛犬、四番左賢圓、右三等、五番左十二時、右新御前、六番左大鳥、右黃菊、七番左大唐花、右御前、八番左三日月、右小唐花、九番左白龍、右新白象、十番左犬引、右毛長犬、十一番左渭橋、右大紫檀、十二番左良道、右元興寺、十三番左玄象、右牧馬、承久二年三月二日云々、

雛合

中務集云、中宮のひなあはせに、かはらのかたすはまにつくれり、ひなのくるまのかた。七月なぬか類四字補以たなばたも、げふはあふせ、ときくものを、かはとばかりや見てかへりるなん、

按に、群書類従本には七夕の繪の中宮のひなあそびにとあり、これよろしげなり、但さらば除くべし、

拍子合

權記云、長保三年十月四日、中將合拍子、四位五位一兩來會、聊勸酒肴、舞□□儀師延正樹一重袴一具、小師兼吉樹一重、自餘樂人疋絹、樂所歌宗光來會、余脫衣給之、又舞師樂人各有纏頭事、

六日、詣左府、於東臺南廊、一兩卿相、殿上人以下會合、鶴君、巖君、陵王、納蘇利、拍子合、○按翌七日、依可、有御賀、試樂也

中右記云、康和四年三月十一日、内大臣胡飲酒、於左大臣堀川家拍子合、依其召、申刻許、參彼

亭家主、左大臣、内大臣、民部卿、左衛門督、大宮權大夫、新中納言、宰相中將、顯、下官、衣冠、左大辨、大藏卿、皆直衣、先於西殿有盃酌、居菓子、頭中將以下、雲客廿餘人許、諸大夫十人許、先於前庭、被舞、胡飲酒、家主有引出物馬一疋、内大臣隨身、依、無舞師、日者所候之樂人六人、纏頭、先給、例、正清、行高、公里、時光、正道、助高、晚頭事了參内、及深更退出、

今夕、藏人少將顯國宅、又有拍子合云々、左衛門督、宰相中將、顯、雲客十餘人、諸大夫等行向、纏頭舞師公署、

十四日、今夕、源兵衛佐能明、於民部亭拍子合、人々濟々、纏頭舞師行高云々、又新少將家定於、内府、有拍子合、一家人々來集、纏頭舞人公正云々、

十六日、左馬頭師隆拍子合、一家之人々濟々、向彼處、纏頭舞師忠方云々、○按以上者來十八日、依鳥羽殿御賀也、明月記云、建曆元年十一月四日、未時參院、中宮大進兼隆依召參入云々、御神樂此御方拍子合、忽加院司可奉行之由蒙仰、面目甚由陳之、

玉藥云、建曆元年十一月五日、兼隆來申淵醉公卿事、○中、又云、院拍子合可奉行之由有仰、仍今日申沙汰了云々、

明月記云、建曆二年十一月二日、今日清暑堂御神樂拍子合云々、傳聞今日延引來五日拍子合、并國司除目云々、

帝王編年記卷二十五云、寬元四年十二月十一日、今夜於院御所有清暑堂御神樂拍子合事、同卷二十七云、正應元年十一月十七日、於關白殿下第、有清暑堂御神樂拍子合事、

續古事談第二節臣云、右大將通房臨時祭ノ舞人セラレケルニ、宇治殿ニテ拍子合アリケルニ、人々マキリアツマリテ舞ノ師武方ニ纏頭セラレケリ、盃酌カサナリテ人皆醉ニケリ、播磨守行任朝臣ヲ殿上人ノ座ニメシテ酒ノマセラレケルニ、オホキナル鉢ニテ十盃ノミタリケリ、事ノ外ノ大飲トゾ人々云ケル、

源氏物語若菜云、院の御賀まづおほやけよりせさせ給ふこといも、いとちたきにさしあひてはびんなくおぼされて、すこしほどすぐし給、二月十日よとさだめ給ひて、かく人まひ人なご参りつゝ、御あそびたえずあり、○中、正月廿日ばかりになれば、そらもをかしきはどに風ぬるくふきて、御まへの梅もさかりになりゆく、おほかたの花の木ども、みなけしきばみかすみわたりにけり、月たゞば御いそぎちかくものさわがしからんに、かさあはせ給はん御ことのねもしがくめきて人のいひなさむを、此ひろしづかなるほどに心み給へとしてしん殿にわたし奉り給、○中、ひさしの中の御さうじをはなちて、こなたかなたみさちやうばかりをけぢめにて、中のまは院のおはしますべきおましよそひたり、けふの拍子あはせには、わらはべをめさんどて、右おほい殿の三らう、かんの君の御は

らの兄君、さうの笛、左大將の御太郎、よこ笛をふかせて、すのこにさぶらはせ給、うちには御しとねどもならべて御ことゝも参りわたす、ひし給ふ御ことゝも、うるはしきこむぢのふくろどもにいれたる、とりいでゝあかしの御かたにびは、紫のうへにわごん、女御の君にさうの御こと、みやにはかくことゝしきことは、まだえひきたまはずやとあやふくて、例のてならし給へるをぞしらべて奉り給、さうの御ことは、ゆるぶとなけれど、猶かくものにあはするをりのしらべにつけて、ことぢのたちをみだるものなり、よく其心しらすとゝのふべきを、をんなはえはりしづめしを、なほ大將をこそめしよせつべかめれ、このふえふきども、まだいとをさなげにて、ひやうしとゝのへん、たのみつよからずとわらひ給て、大將こなたにとめせば、御かたゝはづかしく心づかひしておはす云々、

ふかさ競

後撰集第九戀云、平定文が許よりなにはのかたへなんまかるといひおくりて侍ければ、土佐、浦わかず、みるめかるてふ、あまの身は、なにか難波の、かたへしもゆく、返し、定文、君をおもふ、ふかさくらべに、つづくにの、ほりえ見にゆく、我にやはあらぬ、
同戀云、題しらず、是則、わたの底、かづきてしらん、君がため、おもふ心の、ふかさくらべに、

春村按に、續後撰集戀にも、此三の句を人しれずとして、讀人しらすとて再び載せたり、古鈔本蜻蛉日記中之下云、なるたきといふにこのまへより行水なりける、かへりともおもひいたるかぎりものして、たづね給へりしもげにいかでとおもふ給へり、ものおもひの、ふかさくらべに、きてみれば、夏のしげりも、ものならなくに、

競渡

和名類聚抄卷四雜藝云、金谷園記云、今之競渡、布奈久、楚國風也、

枕合

長秋記云、天承元年五月二十三日、少納言來語云、院有枕合、紙枕云々、

牽道

和名類聚抄卷四雜藝云、内典云、投壺、牽道、牽道、和名、美知久、夏閉、

蟲合

山家集下云、八條院の宮と申けるをり、白河殿にてむしおはせられけるにかはりて、蟲入てとり出しける物に、水に月のうつりたるよしをつくりて其ころをよみける、行すゑの名にやながれん、常よりも、月すみわたる、白川の水、

物合

枕草紙春曙抄卷十、云、物あはせ何くれといどむ事にかちたる、いかでかうれしからざらむ、

紫式部日記上云、御いかは霜月のついたちの日、れいの人々のしたてゝのぼりつとひたる、御前の有さま繪にかきたる、物あはせの所にぞいとよようにて侍し云々、

吉部秘訓抄云、建久三年六月十七日、向相國禪門粟田口忠雅公、久不謁申之故也、略 中 其次被談云、

故家成卿、四度有物合、最後有薰物合云々、

八雲御抄卷二云、物合講師、

長元上東門院菊合、左、中宮亮兼房、右、少辨經房、 永承殿上根合、左、右少將隆基、

寛治郁芳門院根合、左、侍從宗忠、右、少將能俊、 同前裁合、左、右中將能俊、

又天喜扇合、左、侍從宗信、右、中辨基綱、非其人可勤之云々、

河海抄繪合云、古來物合勝負常例也、

花鳥餘情繪合云、今按物合の後には必御遊有云々、

物語合

榮花物語卷三十七後 云、せんだいをば後朱集院とぞ申める、その院のたかくらどの、女四宮をこそは齋院とは申すめれ、をさなくおはしませせうたをめでたくよませ給、さぶらふ人々もだいをいだしうたあはせをし、あさゆふにこゝろをやりてすぐさせ給、ものがたりあはせとていまあたらしくつくりて、ひだりみぎかたわきて、廿人あはせなせさせ給て、いとをかしかりけり、

後拾遺集第十五雜 云、五月五日、六條前齋院にものがたりあはせし侍けるに、小辨おそくいだすとてかたの人々とめて、つぎの物がたりをいだし侍ければ、宇治の前太政大臣かの小辨がものがたりは、みどころなどやあらんとて、こと物がたりをといめてまち侍りければ、岩がきぬまといふものがたりをいだすとて、よみはべりける、引すつる、岩がきぬまの、菖蒲草、おもひしらすも、けふにあふかな、

源氏物語東屋卷常陸前同を評する所、 云、なほくしきあたりともいはず、いさほひにひかされて

よきわか人ともつとひ、さうぞくありさまはえならずとのへつゝ、こしをれたるうた
あはせ物がたりかうしんをし云々、○細流抄云、物語合也、春村曰、猶考ふべし、

紅葉合

元輔集云、むらかみの御とき殿上のもみぢあはせ、させ給しに、おもひやる、くらぶの
山のもみぢばに、おとらぬものは、こゝろなりけり、

按に、類従本には、村上の御時に、紅葉合殿上人にせさせ給ふに、わがおもふ、くらぶの
山の云々とあり、

清正集云、うちのもみぢあはせ、九月ふたつあるとし、紅の、やしほの色は、もみぢばの、秋
くはゝれる、年にぞ有ける、

萬代集秋下云、天曆九年閏九月、内裏紅葉合のうた、無名、紅の、やしほのいろは、もみぢ葉
に、秋くはゝれる、としにぞありける、

齡競

空穂物語藏開古本上之云、かのおとゞみ給て、御返し、かしてまりてうけ給はりぬ、ここに

さぶらふことはなかたゞのあそんの、又なきことにおもひゐて侍めりしかばなむ、なに
のかずなるべき身には侍らぬを、さうやくをももるともにとおもひ給へばなん、さまざ
まとおほせごと侍るはなに事にかは、よはひくらべするかほにや、参り侍らぬことはか
かるさどすみにも、うひゝしき心ちし侍ればつゝ、ましくおもひ給へられてなん、いと
かしこきおほせごとをぞ、返々聞えさせ侍と聞え給ふ、御つかひにろくなしいませ給へ
ばなるべし、

よめ合

鉢かつぎ下云、母うへ仰けるやうは、さもあれはちかつぎはへむけのものにて、わかぎみ
をうしなはんとおもふやらむ、いかゞせんれんせいと仰ける、れんせい申されけるは、か
の君はさほどになきことにさへ、いろふかくものはちをし給て、おぼゞけごとまでもつ
つましげなるみたちにてわたらせ候へども、此事においてははち給ふけしきもまし
さず、さあらばきむだちのよめくらべをし給て御らん候へ、さやうに候はゞ、かのはちか
つぎはづかしくおもひて、いづくへもいでゆくこと候はんと申されければ、げにもと思
食いつゝ、きんだちのよめくらべあるべし、どくちゝにふれさせける、さるばとにさ

いしやう殿はちかつぎがもとへ御入有て、あれ聞給へわれくをおひうしなはんため
 に、よめくらべといふ事を申いだして、ふれ候へばいかいせん、どなみだをながし給けれ
 ば、はちかつぎもともになみだをながし申やう、われゆゑに君をいたづらになし申べき
 か、われくいづくへもゆかんと申ければ、さいしやう殿仰けるは御身にはなれてはか
 たときもゐられ候まじ、いづかたへなりともどもに出んどのたまへば、はちかつぎ何と
 思ひわたる方もなく涙をながしるたりけり、略中よもやうくわけがたになりぬれ
 ば、いそぎ出むとて涙と共に二人ながら出んとし給ふ時に、いたゞき給ふはちかつぎと
 前に落にけり、さいしやう殿おどろき給て、ひめ君の御かほをつくくどみたまへば、十
 五夜の月のくもまをいづるにことならず、かみのかゝり姿かたち何にたどへん方もな
 し、略中是ほどいみじきくわはうにてましますことのうれしさよ、今はいづくへもゆく
 べきにわらずとて、よめ合のざしきへ出んとこしらへ給ふ云々、

繪合

源氏物語繪合卷云、内わたりもさるべきせちゑどもひまなれば、たゞかやうのこと
 もにて、御かたくくらし給を、おなじくは御らんじとこるもまさりぬべくてたてまつ

らん御こゝろつきて、いとわざとあつめ参らせ給へり、こなたかなたとさまくおほ
 かり、物語繪はこまやかになつかしさまさるめるを、梅つばの御かたはいにしへの物語
 名だかくゆゑあるかぎり、こき殿はその比世にめづらしくをかしきかぎりをえりてか
 かせ給へれば、うち見るめのいまめかしきはなやかさは、いとこよなくまされり、うへの
 女房なごもよしあるかぎり、これはかれはなごさだめあへるを、此ごろのことにする、
 中宮も参らせたまへる比にて、かたぐ御らんじて、すてがたくおもほすことなれば、御
 おこなひもおこたりつゝ御らんず、この人々とりくに論ずるをきこしめして、ひだり
 みぎどかたわかせ給、梅つばの御かたには、へいなきのすけ侍従のなきし、少將の命婦、
 右には大貳のなきしのすけ、中將の命婦、兵衛命婦を、たいいまは心にくきいうそくども
 にて、心々にあらそふくちつきせもをかしときこしめして、まづ物語のいできはじめの
 おやなるたけとりの翁に、うつばのどしかげをあはせてあらそふ、略中次に伊勢物語に
 正三位をあはせて、まださだめやらす云々、略下
 後拾遺集第三部云、正子内親王のゑあはせし侍けるに、かねのさうしにかき侍ける、さ
 み、みわたせば、なみのしがらみ、かけてけり、うの花さかり、玉川のさと、伊勢大輔、う
 の花の、さける垣ねは、白浪の、立田の川の、おせきとぞみる、

今鏡卷六うたの巻の云、その女御のうみたてまつり給へりけるひめ宮、かものいつきと聞え給へり、このみやゑあはせし給ひしに、卯花さける、玉河のさと、相摸がよめるはなだかき歌にはべるゆり、

伊勢大輔集云、れいけい殿の女御の御ゑあはせに、つる、葉がへせぬ、松のねぐらに、むれぬつ、ちとせを君に、みなゆづるなり、

吾妻鏡卷二十云、建曆二年壬申十一月八日庚戌、於御所有繪合之儀、以男女老若、相分左右、被決其勝負、此事自八月上旬、有沙汰之間、面々結構尤甚、或自京都尋之、或能令圖風情、廣元朝臣獻覽繪者、圖小野小町一期盛衰事、朝光分繪者、吾朝四大師傳也、數卷之中、此兩部頻及御自愛、仍老方勝訖云々、

十四日丙辰、去八日繪合事、負方獻所課、又召進遊女等、是皆摸兒童之形、評文水干付紅葉菊花等著之、各郢律盡曲、此上堪藝若少之類、及延年云々、

文永賀茂祭繪詞跋記云、此繪龜山院御繪合之時、經業卿所調進也云々、

北條土佐守時元手簡云、遙久不入見參候、直實失本意候、自他懈怠候歟、早入見參可申謝候、抑雖比興申狀候、或仁等少々、去五月五日、於當座根合勝負事候、其後又及繪合會候云々、全

文既見石合條

源平盛衰記卷十二主上鳥羽殿ニハ月日ノ重ルニ付テモ御歎ハ淺カラズ折々ノ御遊所々ノ御幸御賀ノ儀式ノ目出タカリシ今様朗詠ノ興アリシ事扇合繪合マデモ忘ル、御隙ナク、只今ノ様ニゾ被思召出ケル、

同卷三十四京八嶋朝拜無之事云、花ノ朝月ノ夜、詩歌管絃鞠小弓扇合繪合、サマザマノ御遊覽召出テ、男女サシツドヒテハ泣ヨリ外ノ事ゾナキ、

五月雨日記云、香合といふ事にしへよりつたへて、代々の君もすて給はず、家々にもこれをおのみ侍る略中、歌合、根合、菊合、其ほかさうしあはせ、繪合なども、例はおほかるべし云々、

女郎花合

古今集第四上秋云、朱雀院のをみなへしあはせによみてたてまつりける、左のおほいまうちきみ、女郎花、秋の野かせに、うちなびき、心ひとつを、たれによすらむ、藤原定方朝臣、秋ならで、あふ事かたき、女郎花、あまのかはらに、おひぬものゆゑ、つらゆき、たか秋に、あらぬ物ゆゑ、をみなへし、なぞいろに出て、まだきうつるふ、みつね、妻こふる、鹿ぞ鳴なる、をみなへし、おのがすむ野の花としらすや、をみなへし、吹過てくる、秋かせは、め

にはみえねど、かこそしるけれ、たゞみね、人のみる、ことやくるしき、女郎花、秋霧にのみ、たちかくるらん、ひとりのみ、ながむるよりは、をみなへし、わがすむやせに、うゑてみましを、

同第十物名云、朱雀院のをみなへしあはせの時に、をみなへしといふいつもじを、くのかしらにおきてよめる、つらゆき、をぐら山、みねたちならし、なく鹿の、へにけむ秋を、しる人ぞなき、

躬恒集云、すざく院のをみなへし合のうた、つまこふる、鹿ぞなくなる、をみなへし、おのがすむの、花にはあらずや、○類従、本不載、

同類従本云、朱雀院女郎花合の歌、○以上無、をみなへしといふ五文字を句のかしらにおきて、○流布本、よめる、を、ぬきて、みるよしもがな、ながらへて、へぬやと秋の、しら露の玉、をりつれば、みて秋の日は、なぐさめつ、へてこの花を、○流布本作、なしらせずもがな

萬代集第四上秋云、亭子院女郎花合後宴歌、平希世朝臣、名にしおは、あはれと思ふ、女郎花、誰をうしとか、まださうつるふ、

我たまあへる友だちの中にも故伊庭時言と聞えたりしはことにつとめて學びたる人にて明暮つくゑにむかはぬひまなく、よめば必つまじるしせぬなかりき、さきに此ぬし身まかれりしころ、嘉永六年五月廿九日、逝于時年五十九其反故をもみし事ありしに、ふるさわたらしき物合のためしを、ひとふでづ、書つめしものあり、我はたおなじさまにしるしおけるもあなれば、それくらべ見んと乞もて來にしは、はやこのとせのむかしになむなりぬる、さるをことし、さつきのはじめに、櫃の底よりふと見いでたれば、夏の夜はみじかしといへども、さりとてむなしくのみす、すべくもあらねば、いでこれをだにとおもひおこして、よひ、この筆すさびに、此つまじるしどもを互ひに見あはせ、猶あられたにもこれかれ補ひ、かつ鬩競の字どもに當るも似たる事なれば、そへてましとおもひて、それもこれもさらに本書によりつ、要文の限り一くだりづ、抜いで、からうじてかきをへたるは、文久といふはじめの年の、月みる秋のなかばに、なん有ける、たゞしひろくももどめたるならねば、今もらしたらむは、たおほかりぬべし、さるは猶見いでむにしたがひ、此後も書をへてむかし、

墨水遺稿卷之二終

門人 加藤才次郎校字

